

SAIKYO SHINKIN BANK

2020年度

2020年4月1日～2021年3月31日

レポート



西京信用金庫オリジナルキャラクター  
サイの京子ちゃん

地域のために この街のために そして あなたのために  
西京信用金庫



理事長  
北村 啓介

## ごあいさつ

平素は西京信用金庫に格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに当金庫第 104 期（2020 年度）事業の概要につきましてご報告申し上げますとともに、謹んでご挨拶させていただきます。

2020 年度の我が国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大によって、飲食業や観光業を中心に非常に厳しい状況が続いており、今後も感染の拡大状況によっては、より厳しい状況になることが予想されます。また、人口減少や少子高齢化の加速は止まらず、経営者の高齢化等の構造的な問題が一層深刻化しています。

海外では、米中貿易摩擦や英国の EU 離脱問題といった困難な状況が続いていますが、米国の政権交代による保護主義の緩和や、英国と EU の自由貿易協定の締結による混乱の回避も期待されております。

金融面では、日本銀行の長引く超低金利政策が金融機関の収益力低下と経営体力を毀損させており、金融仲介機能に支障をきたすリスクがより一層高まっています。

このような環境の中で、信用金庫は、コロナ禍により

苦境に陥っている地域経済をささえるべく、引き続き取引先の課題解決に徹底的に取り組む必要があります。そのためには業務の効率化や収益力の強化を通じて経営力を高め、それによって生じた経営資源をより一層取引先の支援に振り向けていく必要があります。また、官民を挙げての SDGs（持続可能な開発目標）や ESG 金融等の取り組みを通じてサステナブル社会の構築をしていくことも重要となります。一方で長寿化やライフスタイルの多様化等による顧客ニーズの変化に合わせた独自のサービスの検討・推進や、自然災害・感染症発生時の危機対応マネジメントなどへの対応、さらに近年の金融犯罪の高度化に対して、マネー・ロンダリングやサイバーセキュリティの対応の強化にも引き続き尽力していく必要があります。

2020 年度は、当金庫の 3 年経営計画の最終年度であり、金融機関の収益環境が極めて厳しい中で、強い金庫をつくるための 4 つの施策「収益性の向上」「効率性・生産性の向上」「人材力の強化」「内部管理態勢の充実」を着実に実施するとともに、地域貢献のための 2 つの施策「地域の課題解決と防災力の向上」「顧客基盤の拡充」に取り組んでまいりました。これらの施策の実施状況は次の通りです。

① 「地域防災力の向上」については、お客様の防災対策をお手伝いするため、防災関連融資商品を取り揃えています。東京都と連携した「政策特別融資『そなえ』」は、金融機関の中で当金庫だけが取り扱える商品です。その他、1981 年の耐震基準改定前の木造建築物を対象とした「耐震改修工事資金融資」も取り扱っております。

また、地域防災の一環として、杉並区、練馬区との連携により空家等対策に関する金融商品を開発し、空家の改修、解体費用等の融資を行っています。

さらに新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、少人数での防災説明会を企画し、地域のお子さまを対象

## 目次

ごあいさつ	1
目次	1

## 活動のご報告

### 活動のご報告

“さいきょう”と地域の皆さま	3
SDGs に向けた取り組み	5
経営改善支援と地域活性化のための取り組み	7
新型コロナウイルス感染症対策への取り組み	9
トピックス	10

事業の概況	11
-------	----



に夏休みの自由研究および課外授業の有益な学習の場となる「夏休み防災説明会」を開催しました。今後も多くの方々に防災について関心を持っていただけるよう、様々な提案を行ってまいります。

「地域の課題解決」については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた事業者への支援のため、本部の専担者による「取引先支援を行うための相談チーム」を組成し、特に大きな影響を受けた飲食業、イベント関連事業者を中心に個別訪問を実施し、必要に応じて外部専門機関と連携しながら取引先に対して本業支援を行いました。

また、ゴールデンウィーク中の2020年5月3日および同5日の2日間は、5店舗においてコロナ関連緊急融資相談会を開催し、事業者の課題解決に向けた取り組みを実施いたしました。

さらにコロナ禍においてご苦労されている医療従事者の方々へ感謝の意を表し地域貢献として、3区の区長を通じて医療防護服を100着ずつ寄贈しました。

なお、事業承継に関しては、本部専担部署による支援に加え、昨年度に引き続き東京都の補助事業「地域金融機関による事業承継促進事業」による外部専門家の取引先への個別派遣を実施し、事業承継計画の作成支援を行いました。

- ② 「顧客基盤の拡充」については「平成」「令和」記念定期預金の募集に取り組んだほか、「職域サポートローン」の取扱い開始により、事業所取引および従業員取引の強化を図りました。

また、2020年11月2日には原宿支店を新規にオープンし、地域の発展ならびに事業所先の支援に努めております。

- ③ 「収益性の向上」については、リスク管理に留意しつつ、地域の資金需要に迅速かつ積極的に取り組んだ結果、貸出金は増加いたしました。
- ④ 「効率性・生産性の向上」については、不要不急の経

費の削減を進めるとともに、システムの活用による事務の効率化などに取り組みました。

- ⑤ お客様に高度な金融サービス等を提供するための「人材力の強化」については、金融関係の資格取得を推進するとともに、高度な専門的知識を活用するために、継続教育の体制を整備し、顧客本位の営業推進活動ができるよう取り組んできました。
- ⑥ 「内部管理態勢の充実」については、不祥事件の未然防止態勢および反社会的勢力の排除のための態勢の強化に取り組むとともに、マネー・ロンダリング対策等の重要課題に対する対応強化を進めております。

2021年度は、当金庫の3ヵ年経営計画の1年目となります。

今年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響により、景気の先行きについては厳しい状況が続くと見込まれることから、影響を受けたお客さまへの相談等の態勢を整備し、全力をあげて丁寧かつ迅速に対応してまいります。そして、中長期的に持続可能なビジネスモデルを構築することを目標とし、そのために金融専門知識を活用した渉外活動と全員セールスにより顧客本位の営業活動を推進いたします。また、事務の効率化及び生産性向上の徹底などにより収益を改善し、マネー・ロンダリング・テロ資金供与対策等のコンプライアンスの重要課題への対応も着実に進めてまいります。

これらの基盤を固めたうえで、「持続可能な地域社会の実現に向けたSDGsの取り組み」「顧客基盤の拡充」という地域貢献策に一層注力することにより、地域社会から信頼を確保し、地域経済と暮らしを全力でサポートする方針であり、そのために不断の経営努力を行う所存です。

何卒、皆様方には今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年7月

## “さいきょう”について

金庫概要	13
総代会	15
主な業務・サービスのご案内	17
内部管理体制	
内部管理基本方針	19
コンプライアンス体制	19
顧客保護等管理体制	20
リスク管理体制	23

## 資料編

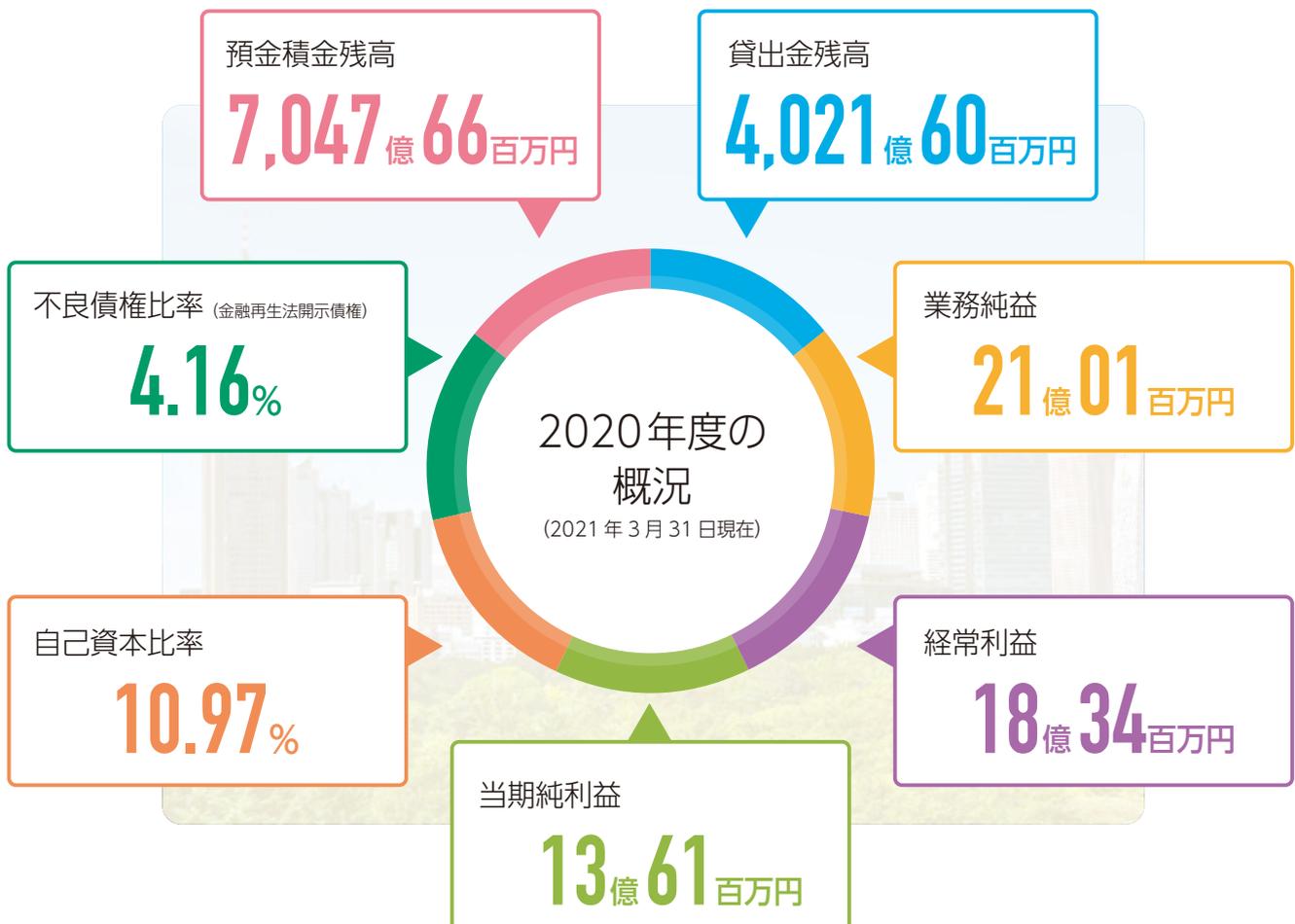
財務諸表	25
主な業務の状況	31
自己資本の充実の状況	37
開示項目一覧	
開示項目一覧	45
店舗配置図／店舗一覧	46

## “さいきょう” と地域の皆さま

地域のために この街のために そしてあなたのために



西京信用金庫は、都内および埼玉県西南地域一部を事業区域として、地元の中小企業ならびに経営者や住民の皆さまが会員となり、お互いの助け合いと発展を目的に運営されている協同組織の金融機関です。地元のお客さまからお預かりした大切な資金（預金積金）を、地元のお客さまにご融資する地域金融事業を通じてお客さまの事業や暮らしの繁栄にお役立ていただいております。当金庫は、地域社会の一員として、地元の皆さまとの緊密な信頼関係を形成し、地域経済の持続的発展に努めるとともに、文化的・社会的な分野においても広く地域社会の活性化の実現に取り組んでおります。



## 本業利益は、増益を続けています。

### ■ 本業利益の推移



各種のリスクを減らしながら、安定的な利益を確保しており、自己資本額は増加を続けています。

### ■ リスク量と自己資本額の推移



## SDGs に向けた取り組み

当金庫は SDGs に向けた取り組みとして、地域防災力向上のための様々な取り組みを行っております。また、ペーパーレス化、テレビ会議システムの活用、事務の効率化を積極的に推進したことにより、この10年間でコピー用紙(▲285万枚)、消費電力(▲861,740kwh) およびガソリン(▲28,254ℓ)の使用量の大幅な削減を既実現するなど、環境問題に対する社会的責任を着実に果たしております。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### 防災対策融資商品



#### 東京都と連携した政策特別融資「西京防災対策」の取り扱い

当金庫の防災対策融資商品として、金融機関では唯一東京都と連携した西京防災融資『そなえ』は、2014年6月に耐震診断機関等と連携し都内事業者の防災対策の問題解決に資する融資制度として、当金庫が東京都に提案し採用された当金庫独自の「政策特別融資」です。また『そなえ』と併用することで返済期間を延長し、毎月の返済負担額を軽減可能とする当金庫独自融資『そなえⅡ』も取扱っております。また1981年5月以前(旧耐震基準)の木造建築物を対象とした『耐震改修工事資金融資』など、お客さまの防災に対する様々なニーズにお応えし、最近では社会問題化している「空き家」対策問題にも対応する商品も取り揃えております。

#### 商品ラインナップ

法人・個人事業者向け	個人
東京都と連携した政策特別融資『そなえ』	住宅ローン
『そなえⅡ』	リフォームローン(まあキレイワイド)
耐震改修工事資金融資	耐震改修工事資金融資
その他の防災融資	その他の防災融資



▲ 西京防災融資『そなえ』



▲ 耐震改修工事資金融資

※上記パンフレットに記載された金利は期間限定のため、現状の金利と相違する場合がございます。2021年6月30日現在

### 防災定期預金



2014年6月より取り扱いを開始した「防災定期預金」は、販売総額に0.01%を乗じた相当額を当金庫が負担し、災害時生活必需品(簡易トイレ、紙おむつ、生理用品等)を購入して当金庫杉並事務所他本部、各営業店に備蓄しています。

大きな災害があった際には地域の方を中心に、本支店近隣の皆さまへ災害時生活必需品を配布させていただきます。



▲ 大谷口出張所



▲ 杉並事務所

▲ 防災定期預金 ※上記パンフレットに記載された金利は期間限定のため、現状の金利と相違する場合がございます。2021年6月30日現在

## 夏休み防災説明会

例年は防災対策の周知活動として、商店街や町会などに出張し、防災対策説明会・まちゼミを開催し、2021年3月末日現在で、20,852名の皆さまに説明をさせていただいております。2020年度については、SDGs活動の一環として、西京防災プレゼンターが、地域のお子さまを対象に夏休みの自由研究や課外授業として『夏休み防災説明会』を開催しました。開催にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、少人数での説明会を企画し、地震等の災害の説明や簡易トイレの体験、居住地区のハザードマップ作成等を行いました。今後も当金庫の防災力向上に向けた活動を通し、災害に強い街づくりのお手伝いをさせていただきます。



▲ 簡易トイレの使い方



▲ ハザードマップ作成の様子



## 当金庫の防災対策への取り組みについて

当金庫の地域防災力向上に向けた取り組みには、毎年新聞等にて報道されており、東京新聞では2020年9月で7年連続の掲載となりました。また2021年3月11日には「東日本大震災」から10年の節目にあたり、同新聞の特集号にも掲載されております。



2020年9月1日 東京新聞 朝刊

### 防災の日 Top Interview

# 難局を乗り越えるために必要な「共助」

## —地域防災力の向上のための取り組み—

**「共助」**とは、防災の日「自然災害はもうそろそろ、今年もまた新型コロナウイルス感染症という大きな災害に對しても、未然に防ぐことが求められています。防災フロンティアとして、地域防災力の向上に取り組む西京信用金庫。北村啓理事長にお話を伺いました。地域の防災力向上に向けて、地域のニーズを見据え、同金庫の多様な取り組みから、これからの防災のヒントを探ります。聞き手：東京新聞 西京支店長 菅川 隆

**コロナ禍における「防災のキーワード：共助」**

「地域防災力の向上には、自助・共助・公助の3つが柱となります。自助は、個人が備えること、共助は、地域住民が助け合うこと、公助は、行政が支援することです。コロナ禍においては、自助と共助の重要性がさらに高まっています。自助は、個人が備えること、共助は、地域住民が助け合うこと、公助は、行政が支援することです。コロナ禍においては、自助と共助の重要性がさらに高まっています。」

「地域防災力の向上には、自助・共助・公助の3つが柱となります。自助は、個人が備えること、共助は、地域住民が助け合うこと、公助は、行政が支援することです。コロナ禍においては、自助と共助の重要性がさらに高まっています。自助は、個人が備えること、共助は、地域住民が助け合うこと、公助は、行政が支援することです。コロナ禍においては、自助と共助の重要性がさらに高まっています。」



西京信用金庫 北村啓 理事長

**地域防災力の向上**

「地域防災力の向上には、自助・共助・公助の3つが柱となります。自助は、個人が備えること、共助は、地域住民が助け合うこと、公助は、行政が支援することです。コロナ禍においては、自助と共助の重要性がさらに高まっています。自助は、個人が備えること、共助は、地域住民が助け合うこと、公助は、行政が支援することです。コロナ禍においては、自助と共助の重要性がさらに高まっています。」

**自助・共助・公助の3つが柱**

「自助は、個人が備えること、共助は、地域住民が助け合うこと、公助は、行政が支援することです。コロナ禍においては、自助と共助の重要性がさらに高まっています。自助は、個人が備えること、共助は、地域住民が助け合うこと、公助は、行政が支援することです。コロナ禍においては、自助と共助の重要性がさらに高まっています。」

企画・制作／東京新聞広告局

**西京信用金庫の概要**  
(令和2年3月31日現在)

本店所在地/東京都新宿区新宿4-3-20  
設立/1918年(大正7年)11月  
定 員 数/約1,000名(うち出張所2店舗)  
貸 出 金 額/約3,528億円  
預 金 金 額/約6,370億円  
従 業 員/約420名

**防災プラザ**

お問い合わせ先  
0120-049-319(受付専用線)  
【受付時間】平日9:00~15:00

**安心・安全な街づくり**  
地域防災力向上を支援します

西京信用金庫 理事長 北村 啓

西京信用金庫、防災・減災・復興特別融資「西京防災融資」を推進して助けます。

**西京防災融資『そなえ』**

借入期間	借入金額	年利	保証料
1年	100万円以上	1.20%	0.4%
2年	100万円以上	1.40%	0.4%
3年	100万円以上	1.60%	0.4%
5年	100万円以上	0.975%	0.4%

※保証料は借入期間・借入金額により異なります。

**西京信用金庫は東京都と連携した政策特別融資**  
『西京防災融資』の取扱いとしております。

**昭和56年(1981年)5月以前の木造建築物限定**  
耐震改修工事資金融資

借入期間	借入金額	年利	保証料
1年	100万円以上	1.40%	0.4%
2年	100万円以上	1.60%	0.4%
3年	100万円以上	0.925%	0.4%

※保証料は借入期間・借入金額により異なります。

▲ 2021年3月11日 東京新聞 朝刊

▲ 2020年9月1日 東京新聞 朝刊

## 経営改善支援と地域活性化のための取り組み

当金庫は、協同組織金融機関として経営理念の一つである「豊かな地域社会の実現と中小企業の健全な発展に寄与すること」を念頭に置いて、地域になくてはならない信用金庫を目指しております。2012年11月に「経営革新等支援機関」の認定を受け、2013年9月「西京・新宿城西地域プラットフォーム」を立ち上げ、より実効性の高い企業支援に取り組んでおります。

### 経営オンライン相談の実施

お取引企業の経営課題に対し、東京都よろず支援拠点の専門家とのオンラインによる個別相談を随時行っております。対面を避けオンラインで行うことにより新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めております。



オンライン相談会の様子 ▶



### 経営者支援の取り組み

#### 【外部支援機関や各種支援策・制度活用による経営改善支援の取り組み】

経営改善に向け意欲的に取り組む取引先に対しては、外部支援機関や各種支援策の活用が有効かつ重要な支援策と考え、当金庫と外部支援機関が連携し取り組んでおります。

経営改善支援先に対する解決策の提案および実行支援への対応については、支援企業の状況やニーズを的確に把握し当金庫の方針を明確にした上で外部支援機関や各種支援策の活用を行っております。

また、取引先企業からの情報を基にしてニーズに合った補助金や施策を確認し提案しております。

#### ■ 2020年度外部支援機関の活用

外部支援機関名	派遣先数
東京都中小企業振興公社	2件
東京都よろず支援拠点	3件
地域金融機関による事業承継促進事業	3件
東京都中小企業再生支援協議会	2件
東京都事業引継ぎ支援センター (現：東京都事業承継・引継ぎ支援センター)	2件
(株) 信金キャピタル	3件

### ゴールデンウィーク中の融資相談会の開催

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業運営に支障をきたしている事業者の課題解決を目的とし、ゴールデンウィークの休暇中に、緊急支援対策として融資相談会を開催しました。

〈開催店舗〉

本店、練馬支店、大泉支店、大山支店、上井草支店



2020年5月 融資相談会の様子 ▶

### 事業承継計画策定支援

東京都の補助事業「地域金融機関による事業承継促進事業」の専門家派遣を活用し、これから事業承継を迎える事業者の支援をしています。自社の強みや弱みを分析し、後継者に引き継ぐ経営資源やスケジュールを専門家と複数回面談しながら整理し、事業承継計画を策定しております。

### 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取り組み

当金庫では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の専担部署を設け、各自治体が作成した総合戦略推進のため地域防災、制度融資、創業支援などを中心に各市、区と協調し取り組んでおります。

### リースのご活用サポート

経営効率アップのためにリースの活用をお考えのお客さまへ、しんきんリース（株）をご紹介します。



## 新型コロナウイルス感染症対策への取り組み

お客さまが安心してご来店いただけるよう、当金庫では換気および定期的な消毒、営業店窓口へのアクリル板の設置、ロビーでのソーシャルディスタンスの確保、職員のマスク着用、手指消毒剤の設置をしています。



▲ 窓口のアクリル板設置



▲ 店頭備置き消毒用アルコール



▲ 感染防止徹底宣言ステッカー



▲ ソーシャルディスタンスの確保 (ATM コーナーにて)

### ご来店されるお客さまへのお願い

- お客さまの感染防止のため、ご来店時にはマスク着用や、店頭備置き消毒用アルコールにて手指の消毒等にご協力ください。
- 発熱や風邪症状など、体調がすぐれないお客さまはご来店をご遠慮いただきますようお願いいたします。
- お急ぎでないご用件につきましては、ご来店時期をご検討いただき、月末・月初・年金支給日等、多くのお客さまがご来店になる日は、できるだけ避けてご利用ください。
- ご来店時はお客さま同士、できるだけ距離を開けてお待ちください。また、混雑時には入店をしばらくお待ちいただく場合がございますので、予めご了承ください。
- お客さまの外出によるリスク低減のため、インターネットバンキング等非対面サービスのご利用もご検討ください。

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の経営相談

本部の中小企業診断士を中心とした「取引先支援をするための相談チーム」を組成し、営業店、外部専門家等と連携して新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者と面談し、様々な経営に関するアドバイスを行っております。

## 新型コロナウイルス感染症関連融資の取扱い状況

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の資金繰り支援や課題解決に向けた取り組みを積極的に実施しております。引き続き、全力を挙げて丁寧かつ迅速な対応を図ってまいります。

### ■ 新型コロナウイルス感染症関連融資の取扱い状況 (2021年3月31日現在)

融資件数	6,109 件
融資金額	866 億円

## トピックス

2020

4月

新入職員 20 名入庫 (①)



①入庫式の様子 (4月)

5月

ゴールデンウィーク中に「コロナ関連緊急融資相談会」を開催  
【開催店舗】本店・大泉支店・大山支店・上井草支店・練馬支店

6月

第71回「通常総代会」開催 (西京信用金庫 本店)

7月

新宿区の区長を通じて、新宿区しんきん協議会より医療従事者の  
方々へ医療用防護服を寄贈 (②)

②寄贈式の様子 (7月)

8月

「夏休み防災説明会」の開催 (西京信用金庫 本店)

9月

- 中野区および練馬区の区長を通じて、当金庫より医療従事者の  
方々へ医療用防護服を寄贈 (③)
- 出資証券の不発行化を開始
- 「臨時総代会」開催 (西京信用金庫 本店)



③寄贈式の様子 (9月)

10月

東京都信用金庫協会主催「日本大学商学部寄付講座」をオンラ  
インで開講

11月

- 融資相談がメインの店舗として原宿支店を新規開設 (④)
- 防災プレゼンターによる防災対策の周知活動を実施



⑤リニューアルされたホームページ (3月)

2021

3月

当金庫ホームページを全面的にリニューアル (⑤)

5月

○東中野支店移転オープン (⑥)



④原宿支店の外観 (11月)



⑥東中野支店の外観 (5月)

○2021 年秋に東京駅八重洲口近隣に「八重洲口営業部」をオー  
プンいたします。

# 事業の概況

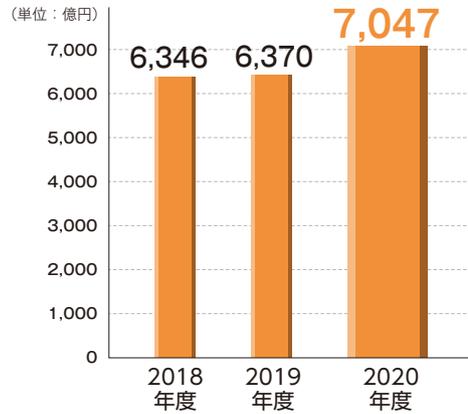
## 預金・貸出金残高の推移

### 預金残高・ 貸出金残高は 共に順調な推移

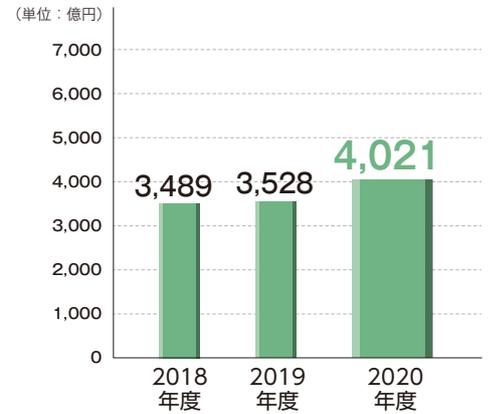
預金残高は前年度に比べ676億円増加し、7,047億円となりました。

貸出金残高は前年度に比べ493億円増加し、4,021億円となりました。

■ 預金残高の推移



■ 貸出金残高の推移

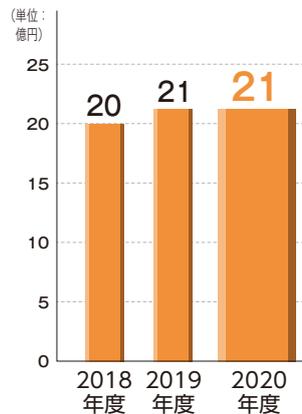


## 損益状況の推移

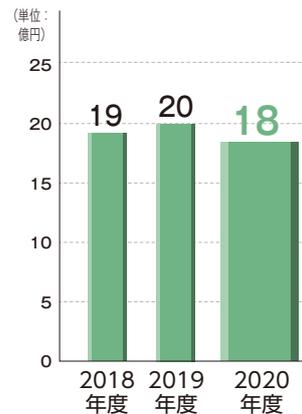
### 損益状況は 安定的に推移

業務純益は21億円、経常利益は18億円、当期純利益は13億円となり、いずれも高水準の利益を計上しました。

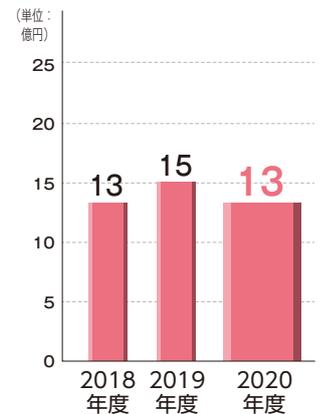
■ 業務純益の推移



■ 経常利益の推移



■ 当期純利益の推移



## 自己資本の推移

### 国内基準を 大きく上回る 健全性の確保

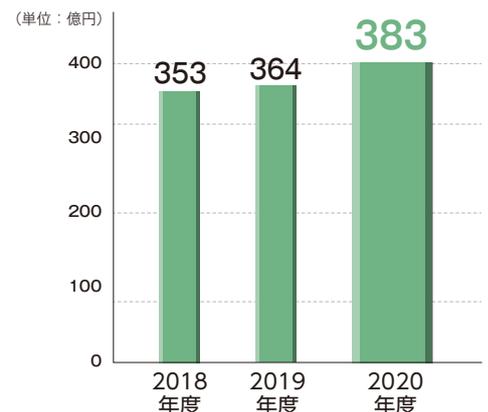
自己資本比率は前年度に比べ0.87ポイント上昇して10.97%となりました。

自己資本額は着実に増加して383億円となりました。

■ 自己資本比率の推移



■ 自己資本額の推移

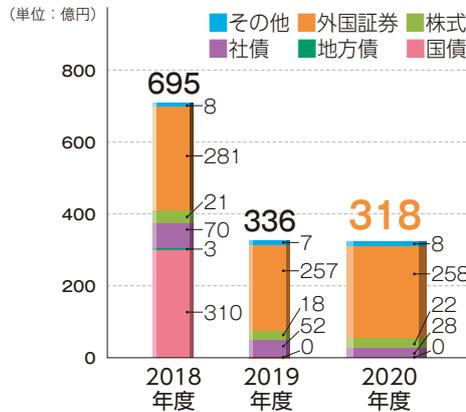


## 有価証券の推移

### 市場リスクは大幅に削減

有価証券残高は、2011年度末の2,316億円から2020年度末の318億円(評価損益はプラス11億円)にまで政策的に圧縮し、市場リスクを大幅に削減しています。これにより、経済的ショックが発生したとしても影響を受けにくい財務構造となっています。

有価証券残高の推移



評価損益の推移



## 不良債権について

### 貸倒リスクに対しては十分な備え

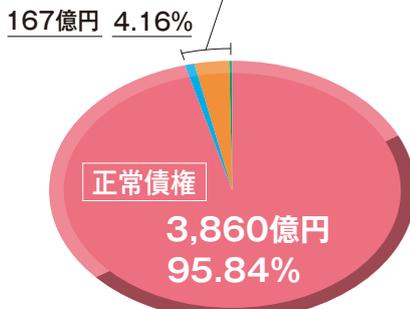
2020年度の不良債権(金融再生法開示債権)は、前期に比べ3億円増加し167億円となりました。

不良債権比率は0.48ポイント低下し4.16%となりました。このうち、回収が確実に見込まれる担保・保証および貸倒引当金で153億円を保全(保全率91.50%)しており、貸倒リスクに対して十分な備えをしています。

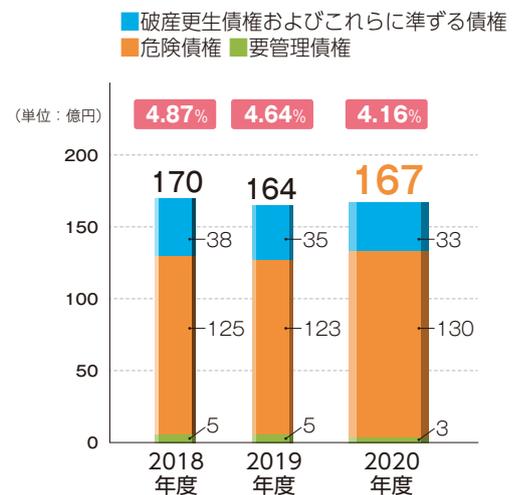
金融再生法に基づく不良債権は、貸出金の他、債務保証見返、外国為替、貸出金に準ずる仮払金、未収利息を含んだ債権です。

不良債権については、金庫の信用力に重大な影響を及ぼすリスクと認識し、従来から不良債権の発生防止と早期解消に取り組んでおります。当金庫は、今後も継続して円滑な資金供給に努め、貸付条件の変更等や地域経済の活性化に引き続き全力で取り組んでまいります。

金融再生法上の不良債権

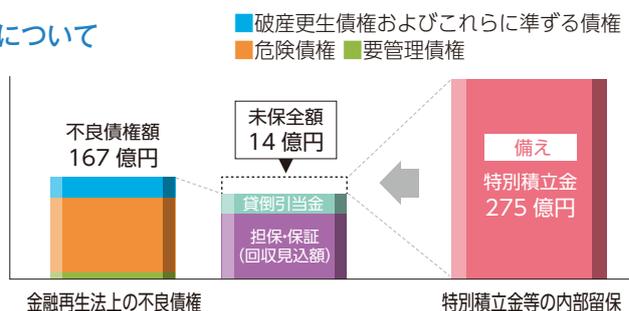


金融再生法に基づく不良債権額と比率の推移



### 金融再生法に基づく不良債権と特別積立金等の備えについて

金融再生法に基づく不良債権額は167億円ですが、この金額がすべて損失につながるものではありません。担保や保証等による回収見込額が127億円あり、さらに引当基準に従って26億円の貸倒引当金を計上しておりますので、保全されていない金額は差し引き14億円となります。また、これに対しましても、特別積立金等の内部留保が275億円ありますので、備えは十分できております。



# 金庫概要

## 金庫概要

(2021年3月31日現在)

設立	1918年11月16日	店舗数	30店舗（うち出張所2店舗）
本店	東京都新宿区新宿4-3-20	常勤役員数	323名
出資金	25億43百万円	預金積金残高	7,047億66百万円
会員数	36,012名	貸出金残高	4,021億60百万円

## 役員一覧

(2021年7月13日現在)

理事長(代表理事)	北村 啓介	常勤理事	飯塚 英之	理事(非常勤)	渡部 訓
専務理事	江原 保徳	常勤理事	寺本 紀仁	常勤監事	中澤 健
常務理事	長谷川 貴宏	常勤理事	中澤 一之	員外監事(非常勤)	中川 純良
常務理事	塚越 千鶴	理事(非常勤)	大浦 淳	員外監事(非常勤)	奥野 美晴

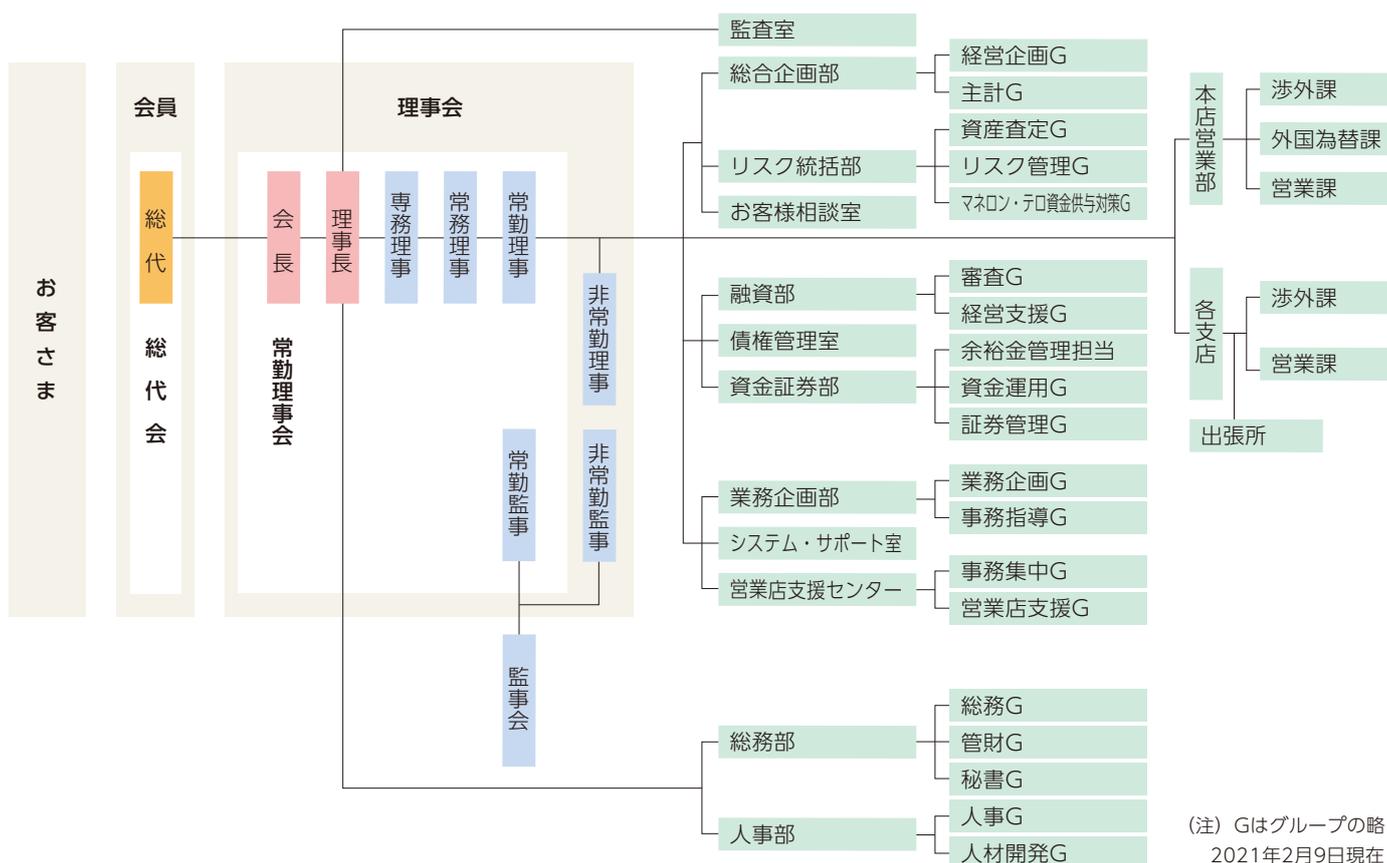
(注1) 理事 北村啓介、塚越千鶴、渡部訓は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

(注2) 監事 中川純良、奥野美晴は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

## 経営理念

- ▶ 豊かな地域社会の実現と中小企業の健全な発展に寄与する
- ▶ 公共性を自覚し経営の健全性の維持向上に努める
- ▶ 明るく希望に満ちた職場づくりと創造力豊かで行動力に富む人材を育成する

## 組織図



(注) Gはグループの略  
2021年2月9日現在

## 営業地区

〈東京都〉 23区、三鷹市、武蔵野市、西東京市、東久留米市、小金井市、調布市、小平市、国分寺市、府中市、東村山市、清瀬市、東大和市  
 〈埼玉県〉 新座市、朝霞市、和光市、所沢市、入間市、狭山市、志木市

## あゆみ

西暦（年度）

- 1918 ● 「内藤新宿町共済信用購買組合」設立（現・本店）
- 1921 ● 「山ノ手信用購買利用組合」に組織・名称変更
- 1934 ● 「共栄信用組合」設立（現・練馬支店）  
● 山ノ手信用購買利用組合から「新宿信用組合」に組織・名称変更  
● 「中野信用組合」設立（現・中野支店）
- 1951 ● 新宿信用組合と中野信用組合が合併「大同信用組合」誕生  
● 信用金庫法に基づき「大同信用金庫」「共栄信用金庫」に組織・名称変更
- 1962 ● 「わかば会（ご婦人方のサークル）」設立
- 1964 ● 内国為替取扱い開始
- 1967 ● 日本銀行と当座取引開始
- 1968 ● 「現SEC（西京経営者研究会）」設立  
● 日本銀行歳入代理店認可
- 1976 ● 事務センター開設、自営オンライン稼働
- 1978 ● 両替商業取扱い開始
- 1979 ● 融資業務オンライン化開始
- 1980 ● 「しんきんカード（VISA）」取扱い開始
- 1981 ● 「しんきんネットキャッシュカード」取扱い開始
- 1983 ● 国債の窓口販売開始
- 1985 ● 「自由金利型定期預金」取扱い開始
- 1986 ● 「資金総合口座」取扱い開始
- 1988 ● 外国為替公認銀行認可
- 1990 ● 都銀・地銀・第2地銀・信金・農協・労金とのCDオンライン提携開始
- 1991 ● 1992年2月3日、大同信用金庫と共栄信用金庫が合併「西京信用金庫」誕生
- 1993 ● 営業地区拡張認可（埼玉県入間市・狭山市・志木市）
- 1994 ● 西京ファクシミリ振込みサービス取扱い開始
- 1996 ● 武蔵野信用金庫3店舗の事業譲受
- 1998 ● 全店で米ドル通貨両替取扱い開始  
● 第17回信用金庫PRコンクールで「最優秀賞」受賞  
● 郵便貯金との自動機（ATM）相互提携実施
- 1999 ● 外貨両替オンラインシステム稼働  
● デビットカードサービスの取扱い開始
- 2000 ● 西京テレホンバンキングサービスの取扱い開始  
● しんきんゼロネットサービスの取扱い開始
- 2001 ● 保険窓口販売業務の開始
- 2002 ● 定期性預金 ペイオフ解禁  
● 都民信用組合1店舗の事業譲受  
● 東京食品信用組合2店舗の事業譲受  
● 個人向け国債窓口販売の取扱い開始
- 2003 ● アイワイバンク銀行（セブンイレブン等）とのATM提携
- 2004 ● オンラインシステムを信金東京共同事務センターに移行  
● 決済用普通預金を導入
- 2005 ● 「インターネットバンキングサービス」開始
- 2006 ● 緊急救命器「AED」を全店舗（出張所を除く）に配置  
● 「ICキャッシュカード」取扱い開始
- 2007 ● 助聴器・筆談器・杖ホルダーを全店舗（出張所を除く）に配置
- 2008 ● 「西京経営塾」発足
- 2009 ● ボランティア活動「エコキャップ回収」開始  
● クレジットカード会社等とのATM返済業務提携
- 2011 ● 預金・融資等の勘定系オンラインシステムを新システムへ移行  
● 東日本大震災復興支援預金の一定割合に相当する1千万円を義援金として寄付
- 2012 ● 「経営革新等支援機関」認定（経済産業省）  
● 「でんさいネット」サービス取扱い開始
- 2013 ● 「夏休み思い出体験ツアー」開始  
● 「街づくり・防災プラザ」開設  
● 「西京・新宿城西地域プラットフォーム」設立  
● 「西京経営者戦略協議会（NSEC）」発足  
● 「耐震・防災セミナー」開始
- 2014 ● 東京都と連携した政策特別融資西京防災融資「そなえ」発売  
● オリジナル商品「防災定期預金」発売  
● 「防災説明会」開始  
● 東京都と連携した「女性・若者・シニア創業サポート事業」の取扱い開始  
● 当金庫年金受給者限定「日帰り旅行」開始  
● 「サイの京子ちゃん」さいきょうオリジナルキャラクター誕生
- 2015 ● 「不動産無料個別相談会」「創業スクール」「経営個別相談会」開始  
● 「さいきょう寄席」「年金受給者限定ミニコンサート」開始  
● 第35回信用金庫PRコンクールによるメディアミックス部門「優秀賞」を受賞
- 2016 ● 「西京信用金庫女性の会なでしこ（SLAD）」発足  
● 「さいきょう相続セミナー」「事業承継セミナー」開始  
● 上井草支店新築オープン
- 2017 ● BCAA（事業継続推進機構）による防災部門「企業防災賞」を受賞  
● 杉並区・練馬区と「空家等対策に関する協定」を締結  
● 江古田支店・西新宿支店新築オープン  
● 海外視察団に対する「防災説明会」開始
- 2018 ● 第21回信用金庫社会貢献賞「Face to Face 賞」受賞  
● 西京信用金庫創立100周年  
● 全店舗改装・全ATM入替え完了
- 2019 ● TKC東京都心会と「中堅・中小企業の持続的成長支援に関する覚書」の締結  
● お孫さんと一緒 西京グランドチルドレンファミリーコンサート開催  
● 氷川台支店仮店舗営業開始（江古田支店内店舗）・氷川台駅前ATMコーナー営業開始  
● 「新型コロナウイルス対策取引先支援緊急融資」取扱い開始
- 2020 ● (10ページをご参照ください)

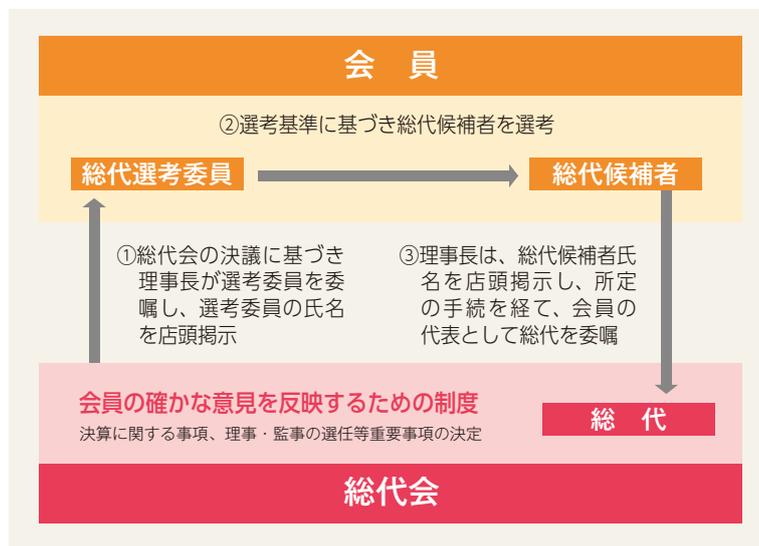
# 総代会

## 総代会制度とは

信用金庫は会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人一人の意見を尊重し、経営に反映させる協同組織の金融機関です。会員お一人が一票の議決権を持ち、総会を通じて信用金庫の経営に参加することになります。しかし、信用金庫は会員数が大変多いため「総会」に代えて「総代会」を採用することが、信用金庫法第 49 条 1 項で認められております。当金庫は、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、「総会」に代えて「総代会」制度を採用しております。この総代会は、決算に関する事項、定款の変更、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。そのため、「総代会」は「総会」と同様に会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代によって運営されております。

また、当金庫では、「総代会」に限定することなく日頃の事業活動を通じて、総代や会員、お客さまとのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

## 総代会制度の仕組み



## 総代とその選任方法

### (1) 総代の任期・定数

任期：3年

定数：120人以上150人以内

### (2) 総代の選任方法

総代は会員の代表として、会員の意見を金庫の経営に反映させる重要な役割を担っております。そこで当金庫では、総代の選任方法について信用金庫法および定款並びに総代選任規程の定めるところにより、次の手順にて選任しております。(右図「総代が選任されるまでの手続」参照)

- ① 会員の中から総代選考委員を選任する。
- ② 総代選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

### 総代候補者の選考基準

(1) 総代候補者は、当金庫の会員でなければならない。

(2) 総代候補者の選考基準は次のとおりとする。

- ① 総代としてふさわしい見解を有している者
- ② 良識をもって正しい判断ができる者
- ③ 人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
- ④ その他総代候補者選考委員が適格と認めた者

## 総代が選任されるまでの手続

(2021年6月30日現在)

地区を8区の選任区域に分け、選任区域ごとに総代の定数を定める。

### ① 総代選考委員の選任

1. 総代会の決議により、選任区域ごとに会員のうちから選考委員を委嘱
2. 選考委員の氏名を店頭に掲示

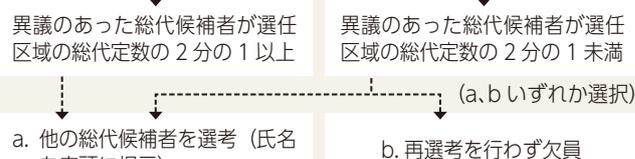
### ② 総代候補者の選考

1. 選考委員が総代候補者を選考
2. 理事長に報告
3. 総代候補者の氏名を、1週間店頭に掲示
4. 掲示した旨をホームページで公告

異議申出期間（公告後2週間以内）

### ③ 総代の選任

- ・ 会員から異議がない場合または選任区域の会員数の3分の1未満の会員から異議の申出があった総代候補者
- ・ 選任区域の会員数の3分の1以上の会員から異議の申出があった総代候補者



## 臨時総代会の議事内容

2020年9月25日2020年度臨時総代会を西京信用金庫本店7階集会室において開催、次の事項につき原案通り承認可決されました。  
決議事項

第1号議案 定款の一部変更の件

## 第72回通常総代会の議事内容

2021年6月17日第72回通常総代会を西京信用金庫本店7階集会室において開催、次の事項につきいずれも原案通り承認可決されました。

### 1. 報告事項

第104期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

### 2. 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認の件……………原案通り承認可決されました。  
第2号議案 定款の一部変更の件……………原案通り承認可決されました。  
第3号議案 理事9名選任の件……………原案通り承認可決されました。  
第4号議案 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件……………原案通り承認可決されました。

## 総代の氏名(任期:2019年11月16日~2022年11月15日)

各選任区域の総代数(120名)および氏名・就任回数(○印数字)は以下の通りです。

※就任回数については、金庫合併時(1992年2月3日)を第1回としております。

### 第1区(総代8名)

選任区域:新宿区

甘利 孝浩① 安藤 昌廣① 喜多 崇介③ 五味 實⑩ 丹羽 寿成② 藤井 俊明⑩ 柳内 清高②  
山田 歌子⑥

### 第2区(総代33名)

選任区域:練馬区

荒木 幸夫④ 有山 安友⑤ 石塚 健一④ 市川金次郎⑩ 内田 鉄夫④ 柄本 廣央① 大木 大祐④  
大沢 貞夫⑩ 大沢 幸雄④ 加藤 富一① 菊池 雄一① 倉田 公男② 小林 絢子⑥ 小宮 秀一②  
清水 利明① 末村 純一⑧ 鈴木 弘一⑩ 醍醐 勝弥⑧ 高橋 和夫① 高橋 利充④ 多胡 進⑦  
田中 秀明⑤ 田中 正治⑤ 永島 光男④ 根上 幸枝⑥ 福下 健一① 町田 勇② 松井 美子⑥  
本橋 紘一② 本橋 正④ 本橋 敏昭② 山賀 博通① 山下 公身子①

### 第3区(総代21名)

選任区域:中野区

宇佐見 道夫② 大竹 延幸② 小俣 茂⑩ 川村 洋治⑦ 木村 達央⑦ 高野 允雄④ 西條 巖⑧  
佐藤 治夫④ 篠 清彦① 神宮 幸四郎① 竹内 由利江⑥ 中田 昌之⑩ 永見 光章⑩ 野村 裕⑦  
早船 角雄③ 深澤 正樹② 福山 温夫④ 細野 政和⑨ 眞壁 恵龍④ 松本 仁志② 吉成 武男⑤

### 第4区(総代7名)

選任区域:台東区、荒川区、足立区、文京区、豊島区

生田 順光⑧ 浦野 雄司① 海老原 孝⑦ 佐藤 明弘④ 澤登 太平⑩ 長島 慎① 依田 妙子②

### 第5区(総代13名)

選任区域:杉並区、調布市、三鷹市、府中市、国分寺市、小金井市、武蔵野市

青木 忠勝⑨ 今野 英治① 鈴木 晶博④ 関根 清⑧ 高野 吉太郎⑤ 竹下 淳雄① 中島 康允②  
野村 浩司① 平田くみ子⑥ 松崎 竹雄⑦ 目時 忠司① 本橋 久徳⑥ 森本 法男②

### 第6区(総代15名)

選任区域:板橋区、北区、和光市、朝霞市、志木市

内田 照男④ 榎本 仁④ 追川 恵二⑤ 小原 貢久④ 川見 治子④ 小泉 隆司⑦ 小原 清光③  
駒形 徳重① 櫻井 淳一⑤ 當麻 静好⑥ 本多 清司⑦ 松澤 あい子① 宮嶋 太稠⑩ 森戸 敏行④  
山口 和男①

### 第7区(総代11名)

選任区域:渋谷区、大田区、品川区、目黒区、世田谷区、江東区、墨田区、葛飾区、港区、千代田区、中央区、江戸川区

秋本 亮介⑥ 兼田 茂雄④ 上條 政光① 酒井 雅康⑥ 佐久間 信之② 高木 康政① 竹尾 敏弘④  
生井 輝子① 古橋 良宣⑧ 盛谷 安春④ 横森 英俊④

### 第8区(総代12名)

選任区域:西東京市、小平市、清瀬市、東大和市、東村山市、東久留米市、新座市、所沢市、入間市、狭山市

浅海 隆① 池田 秀昭⑦ 岩崎 悟③ 岩崎 充利① 小幡 哲夫④ 片岡 博久⑤ 古庄 八郎①  
小林 茂男③ 清水 尚典⑧ 鈴木 洋子② 田巻 隆平② 貫井 勝義③

(職業別) ■法人・法人代表者…80.0% ■個人事業主…14.2% ■個人…5.8% 合計100%

(年代別) ■80代以上…23.3% ■70代…39.2% ■60代…33.3% ■50代…4.2% 合計100%

(業種別) ■不動産業…29.2% ■卸・小売業…21.7% ■サービス業…9.2% ■製造業…13.3% ■その他…26.6% 合計100% (2021年6月30日現在 敬称略50音順)

# 主な業務・サービスのご案内

## 主な業務・サービスのご案内

### 預金業務

お客さまの資産形成や生活設計にあわせた預金商品等をお取り扱いしております。

- 当座預金
- 普通預金
- 決済用普通預金
- 貯蓄預金
- 通知預金
- 納税準備預金
- 定期預金
- 定期積金 等



### 融資業務

事業を営むお客さまや、地域にお住まいのお客さまのニーズにあわせた融資商品を取り揃えております。

#### 事業者向け

- 手形割引
- 手形貸付
- 証書貸付 等

#### 個人向け

- 住宅ローン
- 教育ローン
- カーライフプラン 等

### 保険の窓口販売業務

お客さまの幅広いニーズにお応えするため、各種保険商品をお取り扱いしております。

- 個人年金保険（積立型）
- がん保険
- しんきんグッドすまいる（住宅ローン等関連の長期火災保険）
- しんきんグッドサポート（住宅ローン等関連の債務返済支援保険）
- 医療保険
- 標準傷害保険（天災付）

### 相談業務

年金受給、各種ローンのご相談をご希望されるお客さまに、ごゆっくりとご相談いただけるよう各種相談会を開催しております。

- 休日ローン相談会
- 年金相談会

お気軽に相談会にご参加ください！



### 主なサービス

お客さまが当金庫を便利にご利用いただけるよう、きめ細かなサービスを取り揃えております。

- 代金取立
- 年金自動受取
- 公共料金等自動支払
- 給与振込
- 配当金自動受取
- 貸金庫 等

便利なサービスで皆さまをサポート！



### 企業再生・支援

事業を営むお客さまの課題解決等のお手伝いや販路拡大等の支援として、各種セミナーの開催や、外部機関と連携し経営相談のために専門家を派遣したりするなどお役に立てる金庫を目指しております。

様々な支援で  
お客さまを  
サポート  
します！



### 公共債の窓口販売業務

個人向け国債及び各自治体の発行するミニ公募債のお取り扱いをしております。

### 内国為替業務

全国各地の金融機関への送金、振込、手形・小切手の代金取立などを迅速かつ安全にお取り扱いしております。  
また、自宅や会社からお振込ができるインターネットバンキングなどもご利用いただけます。

### 外国為替業務

輸入、輸出に関わる為替決済、輸入代金や生活費等の外国送金などのお取り扱いをしております。また、原宿支店と出張所を除く店舗で米ドルの現金がお求めになれます。

### 代理業務

#### 【代理貸付業務】

- 信金中央金庫
- 株式会社日本政策金融公庫
- 独立行政法人住宅金融支援機構
- 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- 独立行政法人福祉医療機構

#### 【国庫金等の収納業務】

- 日本銀行歳入代理店業務
- 地方公共団体公金取扱業務



### 電子記録債権サービス（通称「でんさいネット」）

電子記録債権法に基づく金銭債権の決済サービスです。「でんさいネット」の記録原簿に電子記録することで、でんさいの発生（手形という振出）や譲渡（手形という裏書）等ができます。「でんさいネット」は、全国どこでも同じサービスを受けられる社会インフラです。

おすすめ商品のご案内

SHIKYO SHINKIN BANK 西京信用金庫

**さいきょう**  
[2021年度]  
(2021年4月1日～2022年3月31日)

**年金受給 6大特典**

公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金)を受給されている方へ「さいきょう」で年金をお受け取りいただくこんな特典がございます!

**特典1** お誕生日に素敵なプレゼントをおひとつ差し上げます。  
※お申し込みの時点で有効なご住所にお住まいの方限定です。

**特典2** ご紹介キャンペーンで、クオカードをプレゼント!  
※お申し込みの時点で有効なご住所にお住まいの方限定です。

**特典3** 年金を当金庫でお受け取りの方限定の定期預金  
愛情 0.05%  
※お申し込みの時点で有効なご住所にお住まいの方限定です。

**特典4** 当金庫のキャッシュカードで他金融機関のATMを利用した際に入出金手数料が月1回無料!  
※ATMが所属している金融機関(金融機関によって異なります)が利用対象となります。

**特典5** 貸金庫の年間使用料を割引  
割引額(年間): ご本人様-2,000円  
【ご夫婦共々、当金庫で年金お受け取りの場合-4,000円】

**特典6** 「ホテルメトロポリタン池袋」および「京王プラザホテル」でのレストランご利用金額より10%OFF!  
※お申し込みの時点で有効なご住所にお住まいの方限定です。

詳しくは、担当または窓口までおたずねください。  
2021年3月1日現在

さいきょうで “給与振込”

給与振込の方限定のお得な特典

**特典1** 定期預金の金利上乘せ  
定期預金の店頭表示金利に上乘せいたします。  
資産形成型スーパー定期「安心」

**特典2** 個人ローンの金利引下げ  
マイカーローン・リフォームローン・教育ローンの店頭表示金利から引下げいたします。

**特典3** 当金庫のキャッシュカードで、他金融機関のATMを利用した際の入出金手数料が月1回無料です。  
※ATMが所属している金融機関(金融機関によって異なります)が利用対象となります。

便利なサービス  
その1 当金庫のキャッシュカードで、当金庫のATMを利用した際の入出金手数料がいつでも無料です。  
平日/7:00～19:00 土・日・祝/9:00～17:00

その2 全国の信用金庫でのATM入出金手数料が無料!  
※お申し込みの時点で有効なご住所にお住まいの方限定です。

各店舗のファイナンシャルプランナーが、皆様のライフプランを提案させていただきます。お気軽におたずねください。

詳しくは窓口または担当までお問い合わせください。また店頭には「商品概要説明書」をご用意しております。

SHIKYO SHINKIN BANK 西京信用金庫  
http://www.shinkin.co.jp/saikyo/

2020年4月1日現在

さいきょう オリジナル スーパー定期預金

愛情 公的年金受給の方  
ご利用いただける方  
当店で公的年金をお受け取りの方  
公的年金のお受け取りを当店で変更するお客様は提出された方

安心 給与振込ご利用の方へ  
ご利用いただける方  
・当店で高を申込指定されている方

絆 会員(個人)の方へ  
ご利用いただける方  
・当店で出賃をお持ちの方

メリット 定期預金が満期になったら  
ご利用いただける方  
定期預金の満期額60万円以上となる方

店頭表示金利に **プラス 年0.05%**  
いずれも

それぞれの商品は ●2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が追加課税されますので20.315%(国税15.315%-地方税5%)の税金がかかります。(ただし、メール便をご利用の場合は除きます)  
●満期前に解約をする場合には、預入期間に応じた中途解約利率によりお利息をお支払いいたします。  
●他の西京オリジナル商品と重複した優遇金利の適用はできません。  
●メリットの自動継続後の利率は継続日における店頭表示金利になります。  
●預金保険制度の対象商品です。

詳しくは窓口または担当までお問い合わせください。また店頭には「商品概要説明書」をご用意しております。

SHIKYO SHINKIN BANK 西京信用金庫  
2020年11月2日現在

さいきょうの インターネットバンキング

西京の「インターネットバンキング」は、お客様のオフィスや自宅のパソコンからインターネットを通じて残高照会やお振込みなどの手続きができるサービスです。

法人 個人事業主のお客様

ネットで広がるビジネスの可能性  
様々なサービスを提供するインターネットバンキング

口座振替サービス  
セキセイシステム  
その他サービス  
振込サービス

振込手数料は窓口よりもおトクです。さらに、給与振込手数料も無料です。  
※ATMが所属している金融機関(金融機関によって異なります)が利用対象となります。

通常契約	月間手数料	2,200円	振込額	振込回数	振込手数料	振込手数料	振込手数料
都度振込契約	月間手数料	1,100円	振込額	振込回数	振込手数料	振込手数料	振込手数料

<ご活用サービス・振込サービスのご利用時間>  
朝7時～夜23時(平日の場合)  
※土曜、日曜、祝日は振込できません。

<パソコンの操作に関するお問い合わせ>  
☎0120-506-343  
受付時間 9:00～22:00(平日のみ)  
www.shinkin.co.jp/onlinebanking

SHIKYO SHINKIN BANK 西京信用金庫

※上記パンフレットに記載された金利は期間限定のため、現状の金利と相違する場合がございます。

2021年6月30日現在

## 内部管理基本方針

### 内部管理基本方針

当金庫は、金庫業務の健全性・適切性を確保するため、信用金庫法第 36 条第 5 項第 5 号および同法施行規則第 23 条の規定に基づき、次の通り「内部管理基本方針」を定め、組織全体に周知させております。

#### 内部管理基本方針

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 次に掲げる体制その他の当金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制
  - (i) 当金庫の子法人等の取締役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者 (iii) 及び (iv) において「取締役等」という。) の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制
  - (ii) 当金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (iii) 当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (iv) 当金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
6. 当金庫の監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
7. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
8. 次に掲げる体制その他の当金庫の監事への報告に関する体制
  - (i) 当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告をするための体制
  - (ii) 当金庫の子法人等の取締役、監査役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該金庫の監事に報告をするための体制
9. 当金庫の監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
10. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
11. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

## コンプライアンス体制

### コンプライアンス（法令等遵守）への取り組み

当金庫は、金融業務を通じてお客さまからの信頼を得て、豊かな地域社会の実現に貢献するために、コンプライアンス（法令等遵守）を経営のもっとも重要な柱と考え、「西京信用金庫行動綱領」を制定し、コンプライアンスの徹底に努めています。

#### コンプライアンスへの対応

信用金庫は、金融業務の健全かつ適切な運営を行い、地域の皆様や社会から信頼を確保し、地域社会の発展に資するため、「公共的使命」と「社会的責任」が求められております。このような地域社会の要請や、地域の皆様の信頼に応えるためには、法令や社会の各種ルール等を厳正に遵守すること、すなわちコンプライアンスの徹底が不可欠です。

そのため、当金庫では、コンプライアンス委員会において、重要事項について定期的に審議しております。本部各部署および各営業店にはコンプライアンス・リスク担当を配置し、日常業務におけるコンプライアンス実施状況を把握し、管理すると共に、定期的にコンプライアンス・リスク担当会議を開催して

情報の共有や周知を図る態勢としています。

全職員に対しては、金庫職員倫理および職務遂行上遵守すべき各種法令等の周知徹底を図るための手引きとして制定した「西京信用金庫コンプライアンス・マニュアル」を配付し、コンプライアンスの浸透を図っています。

コンプライアンスの統括部署であるリスク統括部では、「コンプライアンス・プログラム」を毎年策定し、年間を通じてコンプライアンスの実現に向けた諸施策を実施しています。進捗状況や実施結果については、リスク統括部が取りまとめた上、有効に機能するよう指導を行っています。

## 顧客保護等管理体制

### 金融犯罪への取り組み

当金庫では、「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策」等の金融犯罪の未然防止や「反社会的勢力」との関係遮断に向けた態勢の強化を内部管理態勢の重要課題として掲げ、お客さまに安心してご利用いただけるよう、「特殊詐欺」や「偽造・盗難カード」などの被害防止に向けてさまざまな対応を行っております。

#### マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策（AML/CFT）への取り組み

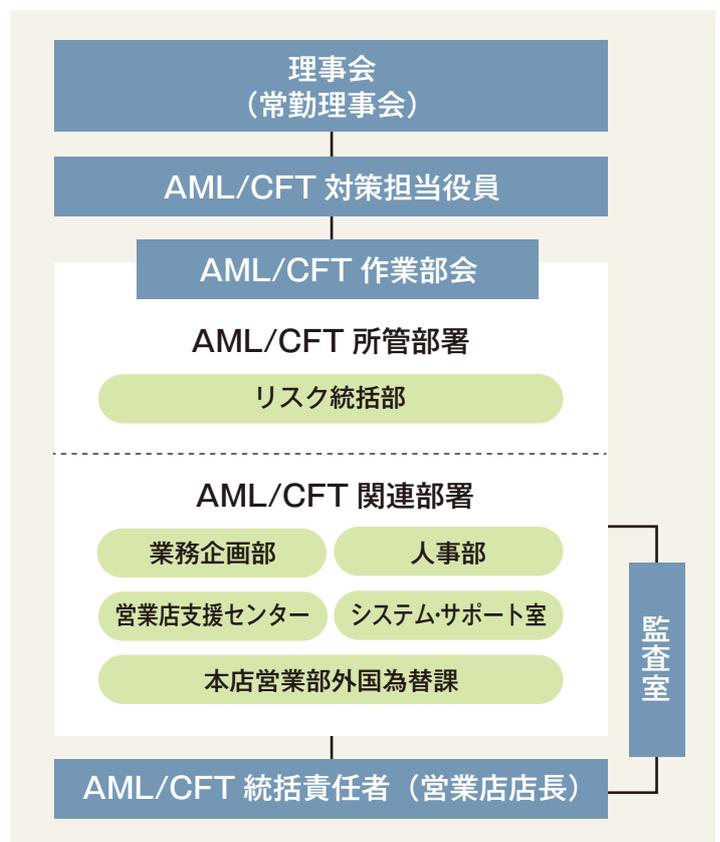
マネー・ロンダリング及びテロ資金供与とは、犯罪や不当な取引で得た資金を、正当な取引で得たように見せかけたり、多数の金融機関等（信用金庫、銀行、生命保険会社、損害保険会社、証券会社、貸金業者、資金決済業者、仮想通貨交換業者など）を転々とさせることで、資金の出所をわからなくしたりする行為や、テロの実行支援等を目的としてテロリストに資金を渡す行為を指します。その手口や犯罪情勢は絶えず変化し、近年ではより複雑・巧妙なものとなりつつあり、その防止には国際的な協力が強く要請されています。

当金庫は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与防止を経営の最重要課題の一つと捉え、2018年10月にAML/CFT作業部会を立ち上げ、不断の検証と高度化に努めるとともに、関係省庁等と密接に情報交換・連携を図りつつ、公共の信頼を維持すべく実効性のある管理態勢を構築することを基本方針としています。

その一環として、金融庁が策定・公表している「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、2021年4月1日より、すでにお取引をいただいている個人・個人事業主・法人・団体のお客さまに対して、最新のお客さま情報（ご職業、事業内容、お取引目的、株主情報等）の定期的な確認を行っております。これは口座主義人本人が預金口座を利用していること（第三者に不正利用されていないこと）の確認を目的としており、普通預金口座の譲渡や詐欺による第三者不正利用の検知、また不審取引やそれに伴う被害発生時の連絡等に備えるものとなります。

つきましては、お客さま情報の定期的な確認について、ご理解とご協力のほどよろしくお願いたします。

#### 組織図



#### 振り込め詐欺などの特殊詐欺への対応

- 当金庫の口座が詐欺被害の不正利用口座とならないよう、新規口座の開設時には取引時確認を厳正に行っております。2016年10月1日から「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」の改正により、取引時確認の対象となる取引が新たに追加され、本人確認についても書類の変更により厳格な確認が求められています。また、既に開設されている口座が売買等により譲渡されて、不正利用されていないか口座の点検を実施し「疑わしい口座」と判断された場合には「再度の本人確認のご依頼」や「口座凍結」を行っております。
- 携帯電話を使用しながらATMを操作する等の不審な行動が見られる場合には、お客さまに「声掛け」を行って確認させていただいております。また、店頭窓口でもお客さまへの「声掛け」を実施して警察との連携を密にしながら「振り込め詐欺」などの特殊詐欺の未然防止に努め、詐欺被害未然防止により警視庁から感謝状を授与されております。
- 当金庫では、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺被害防止対策として、「預金小切手」「口座振込」のご利用をお勧めする対応策を実施いたしました。お客さまの大切な金融資産を守るため、ご高齢のお客さまが、窓口で高額のお金のお引き出しを希望される場合には、お使いみちを確認させていただくほか、「預金小切手」「口座振込」の利用をお願いしております。尚、現金でお持ち帰りいただく場合は、警察からの指導により警察官の臨場を求めさせていただきますので、ご協力をお願いします。

- 70歳以上、かつ過去3年以上ATMによる現金の引き出し、お振込みをされていないお客さまは、キャッシュカードによる出金限度額制限（10万円）、お振込み制限（利用制限0円）を実施させていただいております。
- 「振り込み詐欺」などの特殊詐欺の犯罪により金融機関の不正利用口座に振り込まれ、不正利用口座に残っている被害金については、裁判手続きを行わず被害に遭われた方に迅速に返還出来るよう「犯罪利用口座に係る被害回復分配金の支払等に関する法律（振り込み詐欺救済法）」が2008年6月21日に施行され、当金庫では同法に基づく返還手続きを迅速に行っております。

## 偽造・盗難カードへの対応

### ◆暗証番号について

当金庫では「生年月日」「電話番号」など、他人に推測されやすい番号は、暗証番号として登録不能としております。既にご利用のお客さまには、ATMへのステッカー貼付や当金庫ATM利用時の画面表示による注意喚起を行うとともに、当金庫のカードをご利用のお客さまには、当金庫ATMでお客さまご自身で暗証番号の変更が出来るようにしております。

### ◆被害への対策

- お客さまのご預金を不正引出被害から守るため、ATMからの1日の引出し限度額を50万円とさせて頂いております。但し、お客さまからの店頭窓口へのお申出により、1日200万円を限度として1万円単位でご自由に引出し限度額の変更が出来ます。
- 当金庫のキャッシュカードは、より偽造が困難なICカードでの作成も行ってあります。
- ATMでの覗き見防止用「つい立て」の設置、後方確認用にATM本体上部の鏡面仕様、ご利用明細票を他人に見られずに廃棄できるよう、ATMコーナーに「シュレッター」を設置しております。



▲ つい立て



▲ 後方確認ミラー



▲ シュレッター

## 反社会的勢力への対応

当金庫は、金融機関として公共性を自覚し経営の健全性の維持向上に努めるため、暴力団等の反社会的勢力との関係遮断に向け、基本方針を定めて厳格に取り組んでいます。また、政府より2007年6月に公表されました「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、さらに取り組みを強化しています。

取り組み強化の一環として、2009年12月より信用金庫取引約定書などのご融資関係の契約書に暴力団等の反社会的勢力を排除する旨の条項（「暴力団排除条項」）を導入したことを始め、2010年4月より当座預金や普通預金などの預金規定などに、2011年5月からは定期性預金規定などにも暴力団排除条項を導入しております。さらに2011年8月には、暴力団等の反社会的勢力が元暴力団や暴力団等の共生者を利用している実態を踏まえ、これらの者に対しても適切かつ有効に対処できるよう当座勘定規定の改訂を行っております。また、定款にも暴力団排除条項を盛り込み、会員資格の排除を徹底しました。

この暴力団排除条項の導入に伴い、新たにお取引をお申込み頂く場合などには、反社会的勢力でないことの表明・確約をお願いすることとしております。また、2014年9月に新「反社会的勢力等検策システム」を導入し反社会的勢力の排除に向けた取り組みを強化しております。

### 反社会的勢力に対する基本方針

1. 反社会的な活動や勢力との関係を持たない。
2. 反社会的な勢力からの不当な要求に妥協しない。
3. 反社会的な勢力との取引には応じない。

※ 暴力団排除条項とは、預金者や貸金庫の借主または融資契約の本人や保証人が暴力団等の反社会的勢力であることが判明した場合には、当金庫の判断により取引の停止や解約または債務の一括返済を求めることを定めた条項です。

## 個人情報保護への取り組み

2005年「個人情報保護法」が施行され、個人情報は慎重かつ厳正な取扱いが義務付けられました。また、2016年1月からは「マイナンバー制度」が開始され、マイナンバーを含んだ個人情報は特定個人情報とされ、より一層厳格な取扱いが義務付けられました。

特に金融機関は、コンピュータ管理された多くの個人情報を保有しており、万が一これらの情報が流出することになれば、お客さまに多大なご迷惑をお掛けすることになります。

当金庫では、かかることのないよう関係法令等を遵守し、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）を策定し、公表しています。また、関連規程を定めるほか、職員に対して内部教育の実施、個人情報の取扱いに関する外部資格の取得促進など、お客さまの個人情報の安全管理に万全を期すよう保護管理態勢の一層の向上に向けて取り組んでいます。

## 金融 ADR 制度への対応（苦情処理措置・紛争解決措置の概要）

金融商品の多様化・複雑化によるトラブルが増加し、そのトラブルを訴訟によって解決するには、費用や時間など当事者間に大きな負担がかかります。このような費用面、時間面などの大きな負担をかけずにトラブルを解決する制度が「金融 ADR 制度」です。

### 苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、業務運営体制・内部規定を整備し、その内容をホームページ、ポスターの店頭掲示等で公表しています。

苦情等は、当金庫営業日（午前 9 時～午後 5 時）に各営業店（電話番号は 46 ページを参照）またはお客様相談室（電話：0120-131-811）にお申し出ください。

### 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記お客様相談室または全国しんきん相談所（午前 9 時～午後 5 時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出頂くことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客様相談室にお尋ねください。

## 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、金融商品の販売等に関する法律第 9 条「勧誘方針の策定等」に従い標記勧誘方針を定め、金融商品の販売等に際しては次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保に努め、お客さまの利益の保護を図ります。

### 金融商品に係る勧誘方針

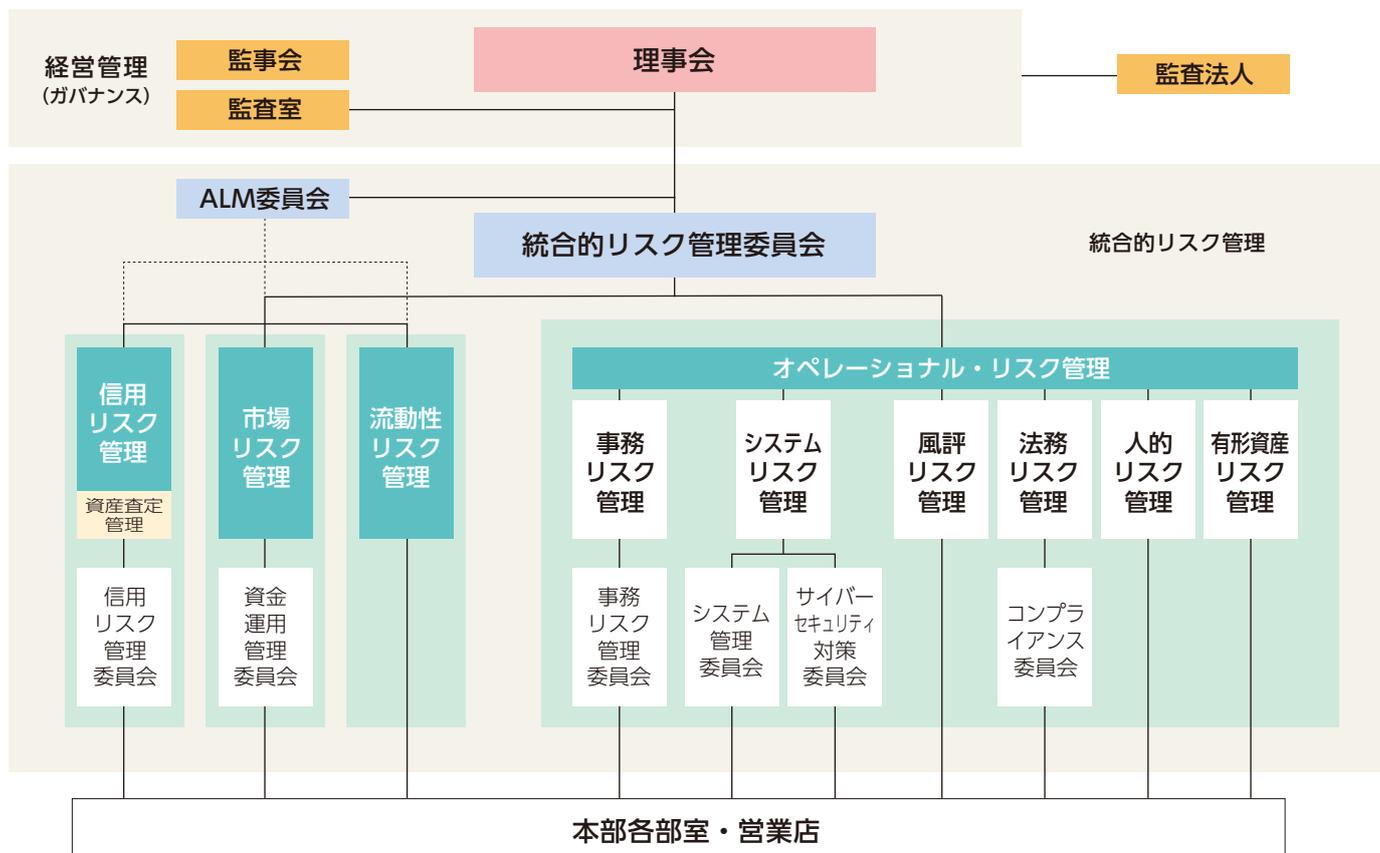
1. 当金庫は、金融商品を勧めるに当たり、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報を提供すると共に商品内容やリスク内容について適正な説明を行います。
  2. 金融商品の選択・購入につきましては、お客さまご自身の判断によりお決めいただきます。その際に、お客さまに適正な判断をしていただくため、当該金融商品の重要事項について説明を行います。なお、ご了解いただいた証として確認書類に署名捺印をいただく場合もございます。
  3. 当金庫は、誠実・適切な勧誘・販売を心掛け、お客さまに断定的判断の提供や事実と異なる説明、誤解を招く説明をすることのないよう、常に役職員の知識の向上に努めます。
  4. 当金庫の勧誘の時間帯は、店舗内におきましては所定の営業時間内とし、電話や訪問による勧誘の場合はお客さまにとってご迷惑となる時間帯や場所での勧誘は行いません。但し、お客さまから時間の指定があった時には、この限りではありません。
- ※ 当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」及び「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関しても本勧誘方針を準用いたします。

# リスク管理体制

## リスク管理体制

金融機関が行う業務の多様化、高度化に伴い、金融機関が抱えるリスクも複雑かつ多様化しております。当金庫では、リスクを適切に管理するため「リスク管理の基本方針」を定め、各種リスクを具体的に認識した上で可能な限り統一的な尺度で計量化・統合し、自己資本と対比しながら自己資本の充実度を検証し、経営の健全性と適切な収益が確保されるよう「統合的なリスク管理」を実施しております。なお、2014年度より、リスク管理を担当する理事を配置しております。

### ■ 統合的リスク管理体制図



## 各種リスクへの対応

### 信用リスク

信用リスクとは、「貸出金など信用を供与した企業等の財務状況が悪化したことなどにより、資産の価値が減少ないし消失し損失を被るリスク」のことです。信用リスクについては、業務推進部門と明確に分離した審査部門が厳格な貸出金審査を行っています。特に大口貸出金については、与信額に応じて審査会・常勤理事会等の合議制による審査を行っており、相互牽制に基づき信用リスクの管理に努めています。また、資産査定部門による査定を実施し、金庫が保有する資産（貸出金等）を個別に検討して、回収の危険性の度合いに従い区分・分類し、その結果に基づいて適正な償却・引当を行い、資産の健全性の確保に努めています。2007年10月からは「信用格付・自己査定システム」を導入し、信用格付と一体化した自己査定に取り組んでいます。

### 市場リスク

市場リスクとは、「金利、為替、株価等の変動により、資産・負債の価値や資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク」のことです。市場リスクについては、市場リスクを統計的手法で測定するバリュー・アット・リスク（VaR）法を採り入れ、ALM（資産・負債の総合管理）委員会等において調達・運用・収益管理や運用資産のリスク分析およびリスク対策を実施し、安定的な収益確保に努めています。また VaR 法では算出されない異常時の損失額の算定も、別途ストレステストの実施により行っています。

### 流動性リスク

流動性リスクとは、「財務内容の悪化等により必要な資金の確保が困難となったり、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクや、市場の混乱等により市場で取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク」のことです。

財務内容の健全性を示す指標である自己資本比率(2020年度 10.97%)の維持・向上に努める一方で、主な資金調達となる預金についても、特定先や大口に集中することなく多数のお客さまから安定的に吸収するよう努めています。

### オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、「金庫の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的事象により損失を被るリスク」のことです。オペレーショナル・リスクについては、事務リスク・システムリスク・法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクを管理対象とし、「オペレーショナル・リスク管理方針」「同管理規程」を定めるとともに、対象とした各種リスクそれぞれの基本方針や関連規程に基づいて適切な管理を実施しています。

#### 事務リスク

事務リスクとは、「役職員が正確な事務を怠ったり、事故・不正等を起こしたりすることで損失を被るリスク」のことです。

#### 法務リスク

法務リスクとは、「金庫が行う内部規程の制定や契約書の締結等における法的な検討が不十分であったり、お客さまとの取引において法令等に違反する行為を行うことにより金庫が法的責任を問われるリスク」のことです。

#### 有形資産リスク

有形資産リスクとは、「地震・火災・風水害等の自然災害や犯罪または資産管理の瑕疵等の結果、金庫が建物や各種設備の毀損・損害等の損失を被るリスク」のことです。

#### システムリスク

システムリスクとは、「コンピュータシステムの障害(サイバー攻撃を含む)や誤作動等、システムの不備または不正使用により金庫が損失を被るリスク」のことです。

#### 人的リスク

人的リスクとは、「人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)、差別的行為(セクシュアル・ハラスメント等)、保健衛生管理不足等により金庫が損失を被るリスク」のことです。

#### 風評リスク

風評リスクとは、「根拠のない風評(噂)や誤った情報等により金庫の経営体力やサービスに対する顧客の信頼低下が広く伝播し、金庫が損失を被るリスク」のことです。

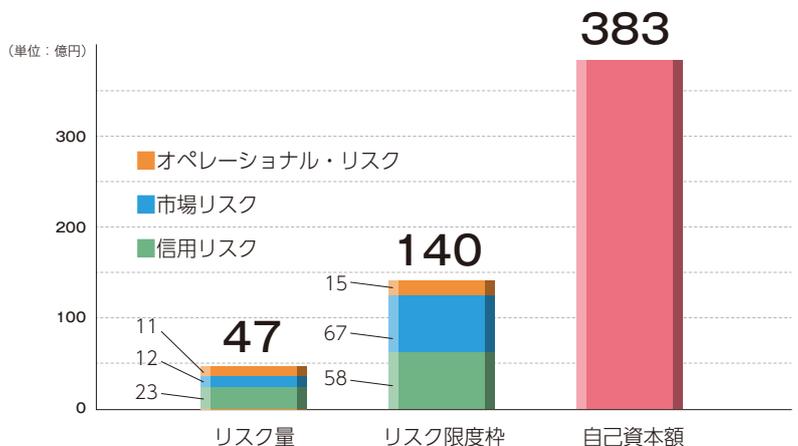
## 統合的リスク管理の状況

信用リスク、市場リスクなどの様々なリスクについて、出来る限り統一的な尺度で測定したリスク量を合算し、統合的なリスク量を算出しております。このリスク量を自己資本と対比することにより統合的リスク管理を行っております。

2021年3月末の統合的リスク量は47億41百万円となっておりますが、これに対し自己資本額は383億15百万円であり十分な自己資本を保有しております。

また、リスク量に対し自己資本比率6%(国内基準の自己資本比率は4%)を確保できる額の140億円をリスク限度枠として設定し、リスク量が限度枠を超過しないよう定期的に検証しております。

■ 統合的リスク量 (2021年3月末)



# 財務諸表

## 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	2019年度	2020年度	科目	2019年度	2020年度
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
現金	6,086	4,705	預金積金	637,067	704,766
預け金	282,399	286,484	当座預金	10,299	12,275
コールローン	10,000	26,000	普通預金	221,733	275,734
有価証券	33,689	31,832	貯蓄預金	1,613	1,728
国債	—	—	通知預金	630	534
地方債	13	13	定期預金	380,351	393,486
社債	5,298	2,890	定期積金	17,821	16,653
株式	1,880	2,235	その他の預金	4,617	4,354
その他の証券	26,496	26,692	借入金	18,382	15,081
貸出金	352,815	402,160	借入金	18,382	15,081
割引手形	1,661	984	その他負債	1,756	1,561
手形貸付	29,279	21,963	未決済為替借	267	236
証書貸付	319,322	377,169	未払費用	270	307
当座貸越	2,551	2,043	給付補填備金	15	18
外国為替	9	7	未払法人税等	404	409
外国他店預け	9	7	前受収益	293	212
その他資産	5,253	5,526	払戻未済金	9	11
未決済為替貸	205	218	職員預り金	47	41
信金中金出資金	3,095	3,095	金融派生商品(負債)	0	—
前払費用	38	38	リース債務	5	1
未収収益	375	812	資産除去債務	65	52
金融派生商品(資産)	0	0	その他の負債	375	270
その他の資産	1,537	1,361	賞与引当金	159	154
有形固定資産	11,878	12,130	退職給付引当金	1,452	1,371
建物	3,085	3,106	役員退職慰労引当金	320	346
土地	8,221	8,221	睡眠預金払戻損失引当金	98	87
リース資産	5	1	偶発損失引当金	164	155
建設仮勘定	47	397	固定資産解体費用引当金	37	—
その他の有形固定資産	518	403	再評価に係る繰延税金負債	1,531	1,531
無形固定資産	275	284	債務保証	567	502
ソフトウェア	—	8	負債の部合計	661,539	725,559
その他の無形固定資産	275	275	<b>(純資産の部)</b>		
繰延税金資産	969	765	出資金	2,517	2,543
債務保証見返	567	502	普通出資金	2,517	2,543
貸倒引当金	△ 2,932	△ 3,558	利益剰余金	33,084	34,395
(うち個別貸倒引当金)	(△ 2,662)	(△ 2,610)	利益準備金	2,548	2,517
			(利益準備金限度超過積立金)	(31)	—
			その他利益剰余金	30,535	31,878
			特別積立金	26,500	27,500
			当期末処分剰余金	4,035	4,378
			処分未済持分	△ 40	△ 0
			会員勘定合計	35,561	36,938
			その他有価証券評価差額金	370	802
			土地再評価差額金	3,540	3,540
			評価・換算差額等合計	3,911	4,343
			純資産の部合計	39,473	41,282
資産の部合計	701,012	766,841	負債及び純資産の部合計	701,012	766,841

## 損益計算書

(単位:千円)

科目	2019年度	2020年度	科目	2019年度	2020年度
<b>経常収益</b>	<b>8,020,328</b>	<b>8,383,988</b>	<b>その他業務費用</b>	<b>5,866</b>	<b>5,745</b>
資金運用収益	7,014,666	7,528,097	その他の業務費用	5,866	5,745
貸出金利息	6,114,783	6,700,385	<b>経費</b>	<b>5,167,525</b>	<b>4,984,762</b>
預け金利息	352,902	333,237	人件費	2,833,190	2,764,138
コールローン利息	42,411	47,478	物件費	2,169,824	2,046,117
有価証券利息配当金	426,750	369,140	税金	164,510	174,506
その他の受入利息	77,818	77,856	<b>その他経常費用</b>	<b>210,363</b>	<b>998,015</b>
<b>役務取引等収益</b>	<b>764,998</b>	<b>750,532</b>	貸倒引当金繰入額	32,922	814,436
受入為替手数料	408,086	387,999	株式等償却	53,630	—
その他の役務収益	356,911	362,533	その他資産償却	1,953	1,537
<b>その他業務収益</b>	<b>48,662</b>	<b>41,772</b>	その他の経常費用	121,858	182,041
外国為替売買益	5,020	7,789	<b>経常利益</b>	<b>2,047,339</b>	<b>1,834,721</b>
国債等債券売却益	6,217	3,938	<b>特別利益</b>	<b>80,730</b>	<b>—</b>
金融派生商品収益	—	15	子会社清算益	80,730	—
その他の業務収益	37,424	30,029	<b>特別損失</b>	<b>99,717</b>	<b>3,060</b>
<b>その他経常収益</b>	<b>192,001</b>	<b>63,585</b>	固定資産処分損	—	2,813
償却債権取立益	28,546	42,954	減損損失	61,767	247
その他の経常収益	163,454	20,631	固定資産解体費用引当金繰入額	37,950	—
<b>経常費用</b>	<b>5,972,989</b>	<b>6,549,267</b>	<b>税引前当期純利益</b>	<b>2,028,352</b>	<b>1,831,661</b>
資金調達費用	235,675	229,995	法人税、住民税及び事業税	445,316	433,368
預金利息	174,206	173,333	法人税等調整額	42,000	37,000
給付補填備金繰入額	11,311	11,320	法人税等合計	487,316	470,368
借入金利息	49,905	45,118	<b>当期純利益</b>	<b>1,541,036</b>	<b>1,361,292</b>
その他の支払利息	251	222	繰越金(当期末残高)	2,494,812	3,017,388
<b>役務取引等費用</b>	<b>353,557</b>	<b>330,748</b>	<b>当期末処分剰余金</b>	<b>4,035,848</b>	<b>4,378,681</b>
支払為替手数料	137,051	127,724			
その他の役務費用	216,505	203,024			

## 剰余金処分計算書

(単位:円)

科目	2019年度	2020年度
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>4,035,848,591</b>	<b>4,378,681,176</b>
<b>積立金取崩額</b>	<b>31,781,000</b>	<b>—</b>
利益準備金限度超過取崩額	31,781,000	—
<b>剰余金処分額</b>	<b>1,050,241,161</b>	<b>1,077,386,596</b>
利益準備金	—	26,614,700
普通出資に対する配当金	(年2%) 50,241,161	(年2%) 50,771,896
特別積立金	1,000,000,000	1,000,000,000
<b>繰越金(当期末残高)</b>	<b>3,017,388,430</b>	<b>3,301,294,580</b>

## ■ 貸借対照表の注記（2020年度）

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 10年～50年  
その他 2年～20年
- 無形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、リスク統括部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室（資産監査部署）が査定結果を監査しております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,604百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。  
過去勤務費用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理  
数理計算上の差異：各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により、それぞれ発生の日から費用処理  
当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。  
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の

拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（2020年3月31日現在）	
年金資産の額	1,575,980百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,718,649百万円
差引額	△142,668百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（2020年3月31日現在）	0.3907%

### ③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円及び別途積立金46,682百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金70百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会等への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	3,558百万円
-------	----------

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8に記載しております。

主要な仮定は、債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しであります。債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しは、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

また、新型コロナウイルス感染症対策融資と信先については、通常の融資先に比べて新型コロナウイルス感染症の影響があり、今後の信用リスクの悪化が見込まれると仮定しております。

その結果、新型コロナウイルス感染症対策融資と信先をグループ化し、当該グループについて以下の方法により貸倒引当金を算出しております。

正常先については従来その他要注意先に準じて引当を算定しております。その他要注意先については、算定期間の拡大及び1算定期間を延長するとともに、直近の信用リスクの悪化を考慮の上、算定しております。要管理先については、算定期間を拡大して算定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響長期化による事業環境の変化を含む個別貸出先の業績変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 有形固定資産の減価償却累計額 10,756百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は415百万円、延滞債権額は15,950百万円であり、

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は109百万円であり、  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 220 百万円であります。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
20. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 16,695 百万円であります。  
 なお、17. から 20. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
21. 手形割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 984 百万円であります。
22. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
 担保に供している資産
- |             |            |
|-------------|------------|
| 有価証券        | 2,903 百万円  |
| 預け金         | 20,000 百万円 |
| 担保資産に対応する債務 |            |
| 預金積金        | 545 百万円    |
| 借入金         | 15,081 百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金 30,100 百万円を差し入れております。  
 また、その他の資産には、保証金 637 百万円が含まれております。
23. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
 再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日  
 同法第 3 条第 3 項に定める再評価の方法  
 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算等合理的な調整を行って算出しております。  
 同法第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,449 百万円
24. 出資 1 口当たりの純資産額 811 円 63 銭
25. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針  
 当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。  
 このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク  
 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。  
 また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。  
 これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。  
 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制  
 ①信用リスクの管理  
 当金庫は、融資事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。  
 これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による審査会や理事会等を開催し、審議・報告を行っております。  
 さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。  
 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

## ②市場リスクの管理

## (i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALM によって金利の変動リスクを管理しております。

ALM に関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM 委員会において決定された ALM に関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ベースで経営陣に報告しております。

## (ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

## (iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。資金証券部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及び資金運用管理委員会において定期的に報告されております。

## (iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利及び市場価格の変動リスクの双方の影響を受ける主たる金融商品は「有価証券」であります。また、金利の変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫では、「有価証券」については、市場リスク量を VaR により日次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫の VaR は分散共分散法（保有期間 60 営業日、信頼区間 99%、観測期間 60 カ月）により算出しており、2021 年 3 月 31 日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で 434 百万円です。

ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

また、当金庫では、「預け金」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」については、保有期間 1 年、観測期間 60 カ月で計測される 99 パーセンタイル値を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合、当事業年度末現在、99 パーセンタイル値を用いた経済価値は、808 百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

## ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALM を通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異

なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。  
 なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。  
 (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	286,484	287,378	894
(2) 有価証券	31,801	31,836	34
満期保有目的の債券	2,510	2,545	34
その他有価証券	29,290	29,290	—
(3) 貸出金(*1)	402,160		
貸倒引当金(*2)	△3,558		
	398,602	403,891	5,288
金融資産計	716,888	723,106	6,218
(1) 預金積金(*1)	704,766	705,200	433
(2) 借入金(*1)	15,081	15,336	255
金融負債計	719,847	720,537	689

(\*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、残存期間に基づき区分ごとに、市場金利(1カ月以上1年以内はLIBOR、1年超はSWAPレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については27.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(1カ月以上1年以内はLIBOR、1年超はSWAPレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(1カ月以上1年以内はLIBOR、1年超はSWAPレート)を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定

の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(1カ月以上1年以内はLIBOR、1年超はSWAPレート)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	30
合 計	30

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	2,484	2,518	34
	小計	2,484	2,518	34
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	26	26	△0
	小計	26	26	△0
合 計		2,510	2,545	34

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価(償却原価)を超えるもの	株式	1,790	966	823
	債券	330	327	2
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	330	327	2
	その他	25,694	25,322	371
	小計	27,815	26,616	1,198
貸借対照表計上額が取得原価(償却原価)を超えないもの	株式	413	496	△82
	債券	63	63	△0
	国債	—	—	—
	地方債	13	14	△0
	社債	49	49	△0
	その他	998	1,000	△2
合 計		29,290	28,177	1,113

28. 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

対象資産に重要性が乏しいため記載を省略しております。

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は3,032百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,497百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定められている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,106 百万円
退職給付引当金	423
外国証券投資損失	297
その他	394
繰延税金資産小計	2,221
評価性引当額	△1,145
繰延税金資産合計	1,076
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	310
繰延税金負債合計	310
繰延税金資産の純額	765 百万円

31. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第 31 号 2020 年 3 月 31 日) を当事業年度から適用し、15. に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## ■ 損益計算書の注記 (2020年度)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 26 円 97 銭
- 「その他の経常収益」には、過年度全額償却済みの外国証券からの回収額 2,778 千円を含んでおります。
- 当事業年度において、以下の資産について「減損損失」を計上しております。

所在地	主な用途	種類	減損損失(千円)
長野県諏訪郡富士見町	遊休資産 1物件	その他有形固定資産	77
群馬県吾妻郡草津町	遊休資産 1物件	その他有形固定資産	169
合計			247

資産のグルーピングの単位は、営業用店舗は営業店(本店営業部、各支店(出張所を含む))毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店、遊休資産は各資産としております。本部、営業店支援センター、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

当事業年度において、遊休資産については、今後も事業の用に供する予定がないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しており、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、遊休資産の回収可能価額は、不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除し算定しております。

2019 年度及び 2020 年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けています。

2020 年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2021 年 6 月 18 日

西京信用金庫  
理事長

北村啓介

# 主な業務の 状況

## 経営に関する指標

(国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません)

### 主な経営指標の5事業年度の推移

(単位:百万円)

科目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	9,428	8,978	8,312	8,020	8,383
業務純益	2,014	2,115	2,082	2,157	2,101
経常利益	2,067	2,544	1,917	2,047	1,834
当期純利益	1,480	1,802	1,368	1,541	1,361
出資総額	2,620	2,586	2,548	2,517	2,543
出資総口数	52,401千口	51,621千口	50,418千口	49,538千口	50,862千口
純資産額	36,037	37,580	38,641	39,473	41,282
総資産額	717,462	727,577	728,423	701,012	766,841
預金積金残高	626,847	633,765	634,629	637,067	704,766
貸出金残高	352,350	358,007	348,911	352,815	402,160
有価証券残高	85,342	74,239	69,524	33,689	31,832
単体自己資本比率	9.51%	9.61%	9.75%	10.10%	10.97%
出資に対する配当金(出資一口当たり)	1円	1円	1円	1円	1円
役員数	12人	12人	11人	12人	12人
うち常勤役員数	8人	8人	8人	8人	8人
職員数	440人	409人	352人	317人	315人
会員数	37,925人	37,537人	36,852人	36,137人	36,012人

### 業務粗利益

(単位:百万円)

科目	2019年度	2020年度
資金運用収支	6,778	7,298
資金運用収益	7,014	7,528
資金調達費用	235	229
役員取引等収支	411	419
役員取引等収益	764	750
役員取引等費用	353	330
その他の業務収支	42	36
その他業務収益	48	41
その他業務費用	5	5
業務粗利益	7,233	7,753
業務粗利益率	1.03%	1.06%

(注)業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

### 実質業務純益

(単位:百万円)

科目	2019年度	2020年度
実質業務純益	2,080	2,780
コア業務純益	2,073	2,776
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	2,073	2,776

- (注)1. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額  
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
2. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益  
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

### 資金運用収支の内訳

(単位:百万円)

科目	2019年度			2020年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	698,906	7,014	1.00%	730,263	7,528	1.03%
うち貸出金	343,890	6,114	1.77%	382,377	6,700	1.75%
うち預け金	286,905	352	0.12%	295,103	333	0.11%
うちコールローン	10,628	42	0.39%	18,142	47	0.26%
うち有価証券	54,375	426	0.78%	31,534	369	1.17%
資金調達勘定	675,953	235	0.03%	705,587	229	0.03%
うち預金積金	641,139	185	0.02%	688,893	184	0.02%
うち借入金	34,797	49	0.14%	16,649	45	0.27%

(注)資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2019年度561百万円、2020年度2,534百万円)を控除して表示しております。

### 受取利息及び支払利息の増減

(単位:百万円)

科目	2019年度			2020年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△124	△33	△157	314	199	513
うち貸出金	△121	18	△102	684	△98	585
うち預け金	16	△12	3	10	△29	△19
うちコールローン	△7	0	△6	29	△24	5
うち有価証券	△111	59	△52	△179	121	△57
支払利息	△3	19	15	10	△15	△5
うち預金積金	0	10	10	13	△14	△0
うち借入金	△11	17	5	△25	21	△4

(注)残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含める方法で算出しております。

### 諸比率

科目	2019年度	2020年度
総資産経常利益率	0.28%	0.24%
総資産当期純利益率	0.21%	0.18%
総資金利鞘	0.21%	0.30%
資金運用利回り	1.00%	1.03%
資金調達原価率	0.79%	0.73%
預貸率		
期末	55.38%	57.06%
期中平均	53.63%	55.50%
預証率		
期末	5.28%	4.51%
期中平均	8.48%	4.57%

- (注)1. 総資産経常(当期純)利益率  
= 経常(当期純)利益/総資産(除く債務保証見返)平均残高×100
2. 預貸率 = 貸出金/(預金積金+譲渡性預金)×100
3. 預証率 = 有価証券/(預金積金+譲渡性預金)×100

## 預金に関する指標

(国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません)

①国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高

## 預金積金及び譲渡性預金平均残高 (単位:百万円)

科目	2019年度	2020年度
流動性預金	225,048	273,343
うち有利息預金	202,302	246,351
定期性預金	416,087	415,546
うち固定金利定期預金	398,136	398,342
うち変動金利定期預金	1	0
その他	3	3
計	641,139	688,893
譲渡性預金	0	0
合計	641,139	688,893

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金  
 2. 定期性預金=定期預金+定期積金  
 固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金  
 変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

②固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

## 定期預金残高 (単位:百万円)

科目	2019年度	2020年度
定期預金	380,351	393,486
固定金利定期預金	380,350	393,485
変動金利定期預金	1	0
その他	0	0

## 貸出金に関する指標

(国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません)

## 貸出金科目別残高 (単位:百万円)

科目	2019年度	2020年度
割引手形	1,661	984
手形貸付	29,279	21,963
証書貸付	319,322	377,169
当座貸越	2,551	2,043
合計	352,815	402,160

## 貸出金担保別内訳 (単位:百万円)

科目	2019年度	2020年度
当金庫預金積金	5,746	4,473
有価証券	50	—
不動産	240,364	224,843
その他	—	—
計	246,161	229,316
信用保証協会・信用保険	59,357	128,317
保証	39,116	36,838
信用	8,179	7,689
合計	352,815	402,160

## 固定金利・変動金利の区分による貸出金残高 (単位:百万円)

科目	2019年度	2020年度
固定金利貸出金	143,915	197,818
変動金利貸出金	208,899	204,342
合計	352,815	402,160

## 貸出金科目別平均残高 (単位:百万円)

科目	2019年度	2020年度
割引手形	1,596	1,436
手形貸付	27,910	24,632
証書貸付	312,089	354,351
当座貸越	2,294	1,956
合計	343,890	382,377

## 債務保証見返担保別内訳 (単位:百万円)

科目	2019年度	2020年度
当金庫預金積金	8	8
有価証券	—	—
不動産	527	472
その他	—	—
計	535	480
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	1	—
信用	31	22
合計	567	502

## 貸出金償却額 (単位:百万円)

科目	2019年度	2020年度
貸出金償却額	—	—

## 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2019年度	347	269	—	347
	2020年度	269	947	—	269
個別貸倒引当金	2019年度	2,743	2,662	191	2,552
	2020年度	2,662	2,610	188	2,474
合計	2019年度	3,091	2,932	191	2,899
	2020年度	2,932	3,558	188	2,744

(注) 一般貸倒引当金は、将来の貸倒損失に備えて引当てているもので、過去の貸倒実績率を基準として計上しています。一方、個別貸倒引当金は、回収に懸念のある貸出金に対し貸倒見込額を個別に引当てています。

## 貸出金業種別残高

(単位:百万円)

業種区分	2019年度			2020年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	426	11,391	3.2%	429	13,562	3.4%
農業、林業	3	26	0.0%	2	17	0.0%
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	1,221	32,584	9.2%	1,325	43,576	10.8%
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	243	4,712	1.3%	271	7,216	1.8%
運輸業、郵便業	116	6,146	1.7%	128	6,907	1.7%
卸売業、小売業	1,080	27,833	7.8%	1,159	36,447	9.1%
金融業、保険業	24	1,489	0.4%	29	1,726	0.4%
不動産業	1,942	155,158	43.9%	2,025	159,849	39.7%
(うち、不動産賃貸業)	(1,353)	(110,735)	(31.3%)	(1,342)	(108,710)	(27.0%)
物品賃貸業	15	762	0.2%	15	760	0.2%
学術研究、専門・技術サービス業	257	3,596	1.0%	284	5,423	1.3%
宿泊業	5	33	0.0%	6	222	0.1%
飲食業	505	5,724	1.6%	680	11,706	2.9%
生活関連サービス業、娯楽業	331	5,244	1.4%	432	8,564	2.1%
教育、学習支援業	54	1,312	0.3%	65	1,690	0.4%
医療・福祉	198	4,500	1.2%	220	5,808	1.4%
その他のサービス	720	10,508	2.9%	950	20,344	5.1%
小計	7,140	271,026	76.8%	8,020	323,826	80.5%
地方公共団体	3	3,184	0.9%	3	2,687	0.7%
個人	8,111	78,603	22.2%	7,264	75,647	18.8%
合計	15,254	352,815	100.0%	15,287	402,160	100.0%

(注) 1. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2. その他のサービス業に含まれる主な業種は、ビルメンテナンス業、建築設計業、産業廃棄物処理業、広告デザイン業、展示装飾業などです。

## 貸出金使途別残高

(単位:百万円)

使 途	2019年度		2020年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	178,858	50.6%	163,600	40.7%
運転資金	111,119	31.4%	177,698	44.2%
消費・住宅	62,837	17.8%	60,862	15.1%
合計	352,815	100.0%	402,160	100.0%

## 為替に関する指標

### 国内為替取扱実績

( )内は件数

(単位:百万円)

科 目	2019年度	2020年度
送金	仕向為替	445,235
		(708,332)
振込為替	被仕向為替	469,064
		(729,704)
代金取立	仕向	3,073
		(2,240)
	被仕向	1,495
		(840)

### 外国為替取扱実績

(単位:千米ドル)

科 目	2019年度	2020年度
貿易	輸出	1,708
	輸入	6,866
小計	8,574	
貿易外	4,893	
合計	13,467	
うち両替	32	

## 有価証券に関する指標

### 有価証券種類別期末残高・平均残高

(単位:百万円)

種 類	2019年度		2020年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	—	18,612	—	0
地方債	13	186	13	13
社債	5,298	6,126	2,890	3,701
株式	1,880	1,558	2,235	1,496
外国証券	25,700	27,068	25,859	25,500
その他の証券	795	822	833	822
合計	33,689	54,375	31,832	31,534

## 有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

種 類		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
		国債	2019年度	—	—	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	2019年度	—	13	—	—	—	—	—	13
	2020年度	13	—	—	—	—	—	—	13
社債	2019年度	1,458	1,461	1,510	423	445	—	—	5,298
	2020年度	433	1,156	720	395	184	—	—	2,890
株式	2019年度	—	—	—	—	—	—	1,880	1,880
	2020年度	—	—	—	—	—	—	2,235	2,235
外国証券	2019年度	—	23,800	1,900	—	—	—	0	25,700
	2020年度	—	23,857	2,001	—	—	—	0	25,859
その他の証券	2019年度	—	—	—	—	—	—	795	795
	2020年度	—	—	—	—	—	—	833	833

## 有価証券の時価等情報

## 売買目的有価証券

該当ありません

## 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:百万円)

種 類		2019年度			2020年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	2,967	3,022	54	2,484	2,518	34
	小 計	2,967	3,022	54	2,484	2,518	34
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	—	—	—	26	26	△0
	小 計	—	—	—	26	26	△0
合 計		2,967	3,022	54	2,510	2,545	34

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

## 子会社・子法人等株式および関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません

## その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

種 類		2019年度			2020年度		
		貸借対照表計上額	取得原価(償却原価)	差額	貸借対照表計上額	取得原価(償却原価)	差額
貸借対照表 計上額が取 得原価(償却 原価)を超え るもの	株式	1,437	931	506	1,790	966	823
	債券	1,333	1,327	5	330	327	2
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,333	1,327	5	330	327	2
その他	23,800	23,500	300	25,694	25,322	371	
小 計		26,571	25,759	812	27,815	26,616	1,198
貸借対照表 計上額が取 得原価(償却 原価)を超え ないもの	株式	411	531	△119	413	496	△82
	債券	1,012	1,063	△51	63	63	△0
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	13	14	△0	13	14	△0
	社債	998	1,049	△51	49	49	△0
その他	2,696	2,822	△126	998	1,000	△2	
小 計		4,120	4,417	△297	1,475	1,560	△84
合 計		30,691	30,177	514	29,290	28,177	1,113

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。 2. 「その他」は外国証券、優先出資証券です。  
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

## 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額	
	2019年度	2020年度
非上場株式	30	30
合 計	30	30

金銭の信託の時価等情報

1. 運用目的の金銭の信託

該当ありません

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません

3. その他の金銭の信託

該当ありません

デリバティブ取引

1. 金利関連取引

該当ありません

2. 通貨関連取引

(単位:百万円)

種 類	2019年度				2020年度			
	契約額等	(うち1年超)	時価	評価損益	契約額等	(うち1年超)	時価	評価損益
店頭為替予約	売 建	15	—	15	—	—	—	—
	買 建	10	—	10	—	—	—	—

3. 株式関連取引

該当ありません

4. 債券関係取引

該当ありません

5. 商品関係取引

該当ありません

6. クレジットデリバティブ取引

該当ありません

金融再生法開示債権とリスク管理債権の状況

金融再生法開示債権

金融再生法に基づく不良債権は、貸出金の他、債務保証見返、外国為替、貸出金に準ずる仮払金、未収利息を含んだ債権です。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位:百万円)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)	
金融再生法上の不良債権	2019年度	16,419	14,812	12,148	2,663	90.21%	62.37%
	2020年度	16,747	15,323	12,711	2,611	91.50%	64.71%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2019年度	3,572	3,572	2,214	1,357	100.00%	100.00%
	2020年度	3,345	3,345	1,977	1,368	100.00%	100.00%
危険債権	2019年度	12,309	10,785	9,480	1,305	87.62%	46.13%
	2020年度	13,071	11,743	10,500	1,242	89.84%	48.34%
要管理債権	2019年度	537	453	453	0	84.49%	0.89%
	2020年度	330	234	233	0	70.91%	0.34%
正常債権	2019年度	337,101					
	2020年度	386,047					
合 計	2019年度	353,521					
	2020年度	402,794					

用語解説

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態に至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権です。

3. 要管理債権

「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権をいいます。

■3か月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上遅延している、「破産更生債権等」、「危険債権」を除いた貸出債権をいいます。

■貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った、「破産更生債権等」、「危険債権」、「3か月以上延滞債権」を除いた貸出債権をいいます。

4. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権等」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

## リスク管理債権

リスク管理債権は、信用金庫法により開示が定められている貸出金のみを対象とした債権です。

### リスク管理債権の引当・保全状況

(単位:百万円)

区分	残高(A)	担保・保証(B)	貸倒引当金(C)	保全率(%) (B+C)/A	
破綻先債権	2019年度	345	188	156	100.00%
	2020年度	415	363	51	100.00%
延滞債権	2019年度	15,468	11,438	2,506	90.15%
	2020年度	15,950	12,062	2,559	91.67%
3か月以上延滞債権	2019年度	132	132	0	100.00%
	2020年度	109	109	0	99.61%
貸出条件緩和債権	2019年度	404	320	0	79.41%
	2020年度	220	124	0	56.63%
合計	2019年度	16,351	12,080	2,663	90.17%
	2020年度	16,695	12,660	2,611	91.47%

#### 用語解説

##### 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
- ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

##### 2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

##### 3. 3か月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で「破綻先債権」、「延滞債権」に該当しない貸出金です。

##### 4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で「破綻先債権」、「延滞債権」および「3か月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

## 報酬体系について

### 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【報酬】

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の報酬額につきましては役位や在任年数、業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫は、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法
- b. 支払手段
- c. 決定時期と支払時期

#### (2) 2020年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	192

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です。

2. 左記の内訳は、「報酬等」165百万円、「退職慰労金」26百万円となっております。なお、「退職慰労金」は、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

#### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

### 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、2020年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

なお、2020年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同額等」は、2020年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 2020年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

## 自己資本の充実の状況 《 定性的な開示事項 》

### 1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に「出資金」、および永年に亘り利益より蓄積してきた「利益剰余金」、そして「一般貸倒引当金」、また2022年度までは、経過措置により所定の掛け目を乗じた額の算入が認められている「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%相当額」等の項目からなるコア資本に係る基礎項目の額と自己資本の控除項目であるコア資本に係る調整項目の額で構成されております。なお、当金庫は優先出資証券の発行や負債性資本調達手段等の導入は行っておりません。

### 2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、国内業務のみを取扱う信用金庫に求められる自己資本比率4%(国内基準)を大きく上回っており、経営の健全性、安全性を十分保っていると評価しております。

将来の自己資本充実策につきましては、年度ごとに掲げる経営計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを基本的な施策と考えております。

### 3. 信用リスクに関する事項

#### イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクは、貸出金等の信用を供与した企業等の財務状況が悪化したことなどから、資産の価値が減少もしくは消失し損失を被るリスクをいいます。当金庫は信用リスクを管理すべき最重要リスクと認識し、融資業務の基本的理念や手続き等を明示した「リスク管理の基本方針」および「信用リスク管理規程」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。信用リスクの評価は、1999年より信用格付制度を導入しております。また、信用格付・自己査定システムを導入し、信用リスクの計量化を実施しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離しております。また、信用リスクの管理状況については、定期的に理事会等に報告する態勢としております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定規程」及び「償却・引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率を乗じて算出しております。

また、個別貸倒引当金に関しては、破綻先債権及び実質破綻先債権に対しては優良担保、一般担保を除いた未保全額の全額に引当を行っております。破綻懸念先に対しては、優良担保、一般担保を除いた未保全額に対し貸倒実績率を乗じる等により算出し引当を行っております。なお、引当状況については、監査法人の監査を受け適正な引当金を計上しております。

#### ロ. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

- ① リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称  
[適格格付機関名]
  - 株式会社日本格付研究所
  - 株式会社格付投資情報センター
  - フィッチ・レーティングス・リミテッド
  - ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
  - S&P グローバル・レーティング
- ② エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称  
種類ごとの適格格付機関等の使用は行っておりません。

### 4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では信用リスクを軽減するために、取引先によっては不動産担保や預金担保、また信用保証協会の保証による保全措置を講じておりま

す。ただし、これはあくまで補完的措置と認識しており、融資を行うにあたっては、経営者の資質、資金使途、返済源、財務内容などから総合的に融資可否を判断しており、担保や保証に過度に依存しない融資推進の徹底を図っております。審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへ十分な説明を行いご理解をいただいた上で、ご契約をいただくなど適切な取扱いに努めております。また、金庫で定めた「融資事務取扱規程」等により適切な管理・評価を行っております。

バーゼルⅢにおける主要な保証には、政府保証、地方公共団体保証、適格格付機関が格付を付与した「しんきん保証基金」等があります。また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、その場合には「融資事務取扱規程」等により適切な取扱いに努めております。

### 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫が行っている派生商品取引には為替先物予約取引があります。

お客さまとの取引にあたっては総与信取引における保全枠との一体的な管理により、与信判断を行うことでリスクを限定し適切な保全措置を講じております。当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定、リスク資本及び与信限度枠の割当方法に関する方針については特に定めておりません。また、当金庫はオリジネーターとして、2019年3月に(株)日本政策金融公庫(以下、「公庫」という。)が組成した「シンセティック型CLO」に参加して当金庫の複数の事業者向け貸出債権(原債権)を証券化しております。原債権については、当金庫の自己査定基準に従って、事後的モニタリングを実施して、原債権の債務不履行発生等(CDS契約におけるクレジット・イベントの発生)の際には関係者に必要な報告を行う等、他の貸出金等と同様に与信管理を適切に行うことで個別債務者の信用リスクを管理しています。本派生商品取引については取引相手である公庫が支払い不能になることにより損失を被る可能性のある信用リスクが内包されています。

なお、長期決済期間取引は該当ありません。

### 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

#### イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産等、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。

当金庫は、オリジネーターとしてではなく、投資家として証券化エクスポージャーを保有しています。投資家としての投資に対するリスク認識は、有価証券投資の一環として捉えて市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて運用状況等について検討を図り、適切なリスク管理を行っております。

#### ロ. 証券化エクスポージャーについて、信用リスクアセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

#### ハ. 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適切な処理を行っております。

### 二. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社日本格付研究所

- 株式会社格付投資情報センター
- フィッチ・レーティングス・リミテッド
- ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク
- S&P グローバル・レーティング

## 7. オペレーショナル・リスクに関する事項

### イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「金庫の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的事象などにより損失を被るリスク」としております。当金庫は、オペレーショナル・リスクに該当するリスクを事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクと認識し、これらリスクの発生を可能な限り最小限に止めるために、「オペレーショナル・リスク管理方針」・「オペレーショナル・リスク管理規程」を定め、組織・管理態勢の整備を行いリスク発生への未然防止に努めております。

事務リスクについては「事務リスク管理委員会」、システムリスクについては「システム管理委員会」が各々のリスクの当金庫における現状を、異なった側面から漏れなく検討を加え評価し改善策を検討し、統括部署が必要に応じて理事会等への報告を実施し、リスクを極小化するよう改善に努めております。

### ロ. オペレーショナル・リスク相当額に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

【基礎的手法の算出方法】

$$\text{オペレーショナル・リスク相当額} = \frac{\text{粗利益直近3年間} \times 15\%}{3}$$

自己資本比率を算出する際には、オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額を信用リスク・アセットの額に加え、リスク・アセット等の額の合計額として算出の分母といたします。

## 8. 信用金庫施行令第11条第7項第3号に規定する出資 その他これに類するエクスポージャー又は株式等エク スポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

これらに該当するものは、上場株式、非上場株式、政策投資株式、上場優先出資証券です。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券にかかるリスク認識については、時価評価やVaRによるリスク計測によって把握するとともに、運用状況について資金運用管理委員会でリスク分析を行うなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式投資は、基本的に債券投資のヘッジ資産として保有する位置づけとしており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心がけております。また、非上場株式、政策投資株式に関しては、取得・売却の都度、理事会もしくは常勤理事会で協議し、適正な運用・管理を行っております。そして、リスクの状況を定期的に適宜、経営陣へ報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

## 9. 金利リスクに関する事項

### イ. リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の減少や、将来の収益性の低下など損失を被るリスクを指し、当金庫では金利リスクを統合的リスク管理における対象リスクの一つとして管理しております。当金庫では必要に応じて評価・計測を行い対策等を検討し、その結果について「ALM委員会」や「統合的リスク管理委員会」で検討し対策を講じる態勢としております。なお、金利リスクの計測頻度は四半期ごとに実施しております。

### ロ. 金利リスクの算定方法の概要

- ① 開示告示に基づく定量開示となる△EVE及び△NII(銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過

する日までの間の金利収益の減少額として計算されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものを言う。)並びに当金庫がこれらに追加して開示を行う金利リスクに関する事項。

- 流動性預金に割り当てられた金利更改の平均満期：1.25年
  - 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期：5年
  - 流動性預金への満期割り当て方法やその前提：金融庁が定める保守的な前提
  - 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提：金融庁が定める保守的な前提
  - 複数の通貨の集計方法及びその前提：通貨別に算出した金利リスクの正値を合算し、通貨間の相関は考慮していません。(現在は、日本円のみ作成)
  - スプレッドに関する前提：スプレッドを含めておりません。(計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か)
  - 内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提：該当ございません。
  - 前事業年度末からの変動に関する説明：△EVE 貸出金残高等の増加による金利リスク量の増加。
  - 計算値の解釈や重要性に関するその他の説明：当金庫の重要性テスト(△EVEの最大値/自己資本の額)の結果は、基準値である自己資本の額の20%以内に収まっています。
- ② 自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
    - 金利ショックに関する説明  
統合的リスク管理におけるストレステストにおいては、金利上昇幅を4%(400BPV)としております。四半期ごとに計測している統合的リスク量においては、預貸金の金利リスク量を旧アウトライヤー基準(99パーセンタイル値)にて算出しております。
    - 金利リスク計測の前提及びその意味  
市場リスクのうち、有価証券の金利リスクをVaR方式で管理しており、貸出金、預け金、預金の金利リスクについては、99パーセンタイル値/1パーセンタイル値の現在価値変動幅を使用して、統合的リスク管理を行っております。

## 自己資本の充実の状況

## 1.自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項

## 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	2019年度	2020年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	35,511	36,888
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,517	2,543
うち、利益剰余金の額	33,084	34,395
うち、外部流出予定額 (△)	50	50
うち、上記以外に該当するものの額	△40	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	269	947
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	269	947
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	912	684
<b>コア資本に係る基礎項目の額 (イ)</b>	<b>36,693</b>	<b>38,520</b>
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	198	204
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	198	204
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
<b>コア資本に係る調整項目の額 (ロ)</b>	<b>198</b>	<b>204</b>
<b>自己資本</b>		
<b>自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)</b>	<b>36,495</b>	<b>38,315</b>
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
<b>信用リスク・アセットの額の合計額</b>	<b>346,517</b>	<b>334,637</b>
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	3,646	3,646
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	5,072	5,072
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	14,580	14,541
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
<b>リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)</b>	<b>361,098</b>	<b>349,179</b>
<b>自己資本比率</b>		
<b>自己資本比率((ハ)/(ニ))</b>	<b>10.10%</b>	<b>10.97%</b>

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## 2. 定量的な開示事項

## 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項目	2019年度		2020年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
<b>イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計</b>	<b>346,517</b>	<b>13,860</b>	<b>334,637</b>	<b>13,385</b>
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	341,742	13,669	330,308	13,212
現金	—	—	—	—
ソブリン向け	120	4	120	4
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	56,384	2,255	58,468	2,338
法人等向け	58,871	2,354	53,318	2,132
中小企業等向け及び個人向け	47,987	1,919	46,052	1,842
抵当権付住宅ローン	9,927	397	9,733	389
不動産取得等事業向け	133,347	5,333	128,191	5,127
3か月以上延滞等	1,195	47	917	36
取立未済手形	41	1	43	1
信用保証協会等による保証付	3,493	139	3,731	149
出資等	1,495	59	1,495	59
出資等のエクスポージャー	1,495	59	1,495	59
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	28,878	1,155	28,236	1,129
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,375	95	2,375	95
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	4,457	178	4,150	166
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	22,044	881	21,710	868
② 証券化エクスポージャー	1,128	45	681	27
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
証券化 非STC要件適用分	1,128	45	681	27
再証券化	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	5,072	202	5,072	202
⑤ 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	△1,425	△57
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	0	0	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
<b>ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額</b>	<b>14,580</b>	<b>583</b>	<b>14,541</b>	<b>581</b>
<b>ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)</b>	<b>361,098</b>	<b>14,443</b>	<b>349,179</b>	<b>13,967</b>

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャー

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

〈オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法〉  $\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

### 3.信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

#### イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 (地域別・業種別・残存期間別) (単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスク エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		3か月以上延滞 エクスポージャー	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
国内	674,998	741,152	351,861	401,706	5,368	2,905	1,429	1,284
国外	25,527	25,527	—	—	25,527	25,527	—	—
<b>地域別合計</b>	<b>700,525</b>	<b>766,679</b>	<b>351,861</b>	<b>401,706</b>	<b>30,895</b>	<b>28,432</b>	<b>1,429</b>	<b>1,284</b>
製造業	13,571	14,774	11,731	13,936	1,001	—	44	31
農業、林業	26	17	26	17	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	32,306	44,157	32,306	44,157	—	—	237	198
電気・ガス・熱供給・水道業	39	39	—	—	—	—	—	—
情報通信業	5,448	7,548	4,405	7,509	1,004	—	32	20
運輸業、郵便業	8,538	9,005	6,242	7,026	2,052	1,735	1	—
卸売業、小売業	28,505	36,701	28,395	36,591	—	—	278	320
金融業、保険業	314,958	319,116	1,493	1,732	26,823	26,683	4	—
不動産業	160,327	164,904	160,272	164,849	—	—	403	180
物品賃貸業	769	767	762	760	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	3,905	5,983	3,904	5,982	—	—	11	8
宿泊業	33	222	33	222	—	—	—	—
飲食業	6,569	12,315	6,569	12,315	—	—	70	43
生活関連サービス業、娯楽業	5,825	9,086	5,825	9,086	—	—	13	6
教育、学習支援業	1,466	1,733	1,466	1,733	—	—	—	—
医療、福祉	5,660	7,015	5,660	7,015	—	—	3	20
その他のサービス	10,415	20,156	10,366	20,107	—	—	57	277
国・地方公共団体等	3,200	2,702	3,186	2,688	14	14	—	—
個人	68,591	65,494	68,591	65,494	—	—	271	177
その他	30,364	44,935	619	477	0	0	—	—
<b>業種別合計</b>	<b>700,525</b>	<b>766,679</b>	<b>351,861</b>	<b>401,706</b>	<b>30,895</b>	<b>28,432</b>	<b>1,429</b>	<b>1,284</b>
1年以下	318,958	124,124	68,210	63,145	1,459	448		
1年超3年以下	101,458	309,038	57,025	69,410	25,022	24,681		
3年超5年以下	47,200	59,516	43,652	56,791	3,548	2,725		
5年超7年以下	29,343	44,271	28,919	43,878	423	393		
7年超10年以下	35,656	52,355	35,214	52,171	441	183		
10年超	113,675	111,982	113,675	111,982	—	—		
期間の定めのないもの	54,232	65,389	5,164	4,327	0	0		
<b>残存期間別合計</b>	<b>700,525</b>	<b>766,679</b>	<b>351,861</b>	<b>401,706</b>	<b>30,895</b>	<b>28,432</b>		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、その他資産、固定資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

#### ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

32 ページの「貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」をご覧ください。

## 八.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期末残高		当期増減額		2019年度	2020年度
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度		
製造業	120	41	37	△79	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	155	220	42	64	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	69	65	13	△3	—	—
運輸業、郵便業	240	236	△2	△4	—	—
卸売業、小売業	651	702	88	51	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業	924	845	△144	△78	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	83	79	△81	△3	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—
飲食業	245	259	3	14	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	103	89	△24	△13	—	—
教育、学習支援業	—	—	△0	—	—	—
医療、福祉	7	9	△1	2	—	—
その他のサービス	45	44	△5	△1	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人	16	16	△7	0	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	2,662	2,610	△80	△52	—	—

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 二.リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウエイト区分	エクスポージャーの額			
	2019年度		2020年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	26,090	—	86,501
10%	—	36,255	—	38,609
20%	3,000	286,435	3,000	308,089
35%	—	28,580	—	28,084
50%	26,864	439	26,864	583
75%	—	69,035	—	65,265
100%	1,504	220,752	1,504	209,117
150%	—	667	—	537
250%	—	899	—	154
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	31,369	669,155	31,369	736,944

(注)1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しております。

3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## 4.信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
ポートフォリオ				
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	7,683	6,540	49,584	116,135

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

## 5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	0	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
①派生商品取引合計	131	81	131	81
(i)外国為替関連取引	0	—	0	—
(ii)金利関連取引	—	—	—	—
(iii)クレジット・デリバティブ	131	81	131	81
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	131	81	131	81

(注)1グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

2.派生商品取引において、担保により保全を講じているものはありません。

### 与信相当額の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額

(単位:百万円)

種 類	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
クレジット・デフォルト・スワップ	671	—	0	—

(注)当金庫は、(株)日本政策金融公庫とCDS取引を行い、保有する貸付債権の信用リスクをヘッジするためプロテクションを購入しています。

## 6.証券化エクスポージャーに関する事項

### イ.オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

該当ありません

### ロ.投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

#### ①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

##### a.証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
	オンバランス取引	オンバランス取引
証券化エクスポージャーの額	331	271
(i)カードローン	—	—
(ii)住宅ローン	—	—
(iii)自動車ローン	—	—
(iv)上記を除く資産	331	271

##### b.再証券化エクスポージャー

該当ありません

## ② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

### a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
	オンバランス取引	オンバランス取引	オンバランス取引	オンバランス取引
0%	331	271	—	—

### b. 再証券化エクスポージャー

該当ありません

## ③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません

## 7. 出資等エクスポージャーに関する事項

### イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	2019年度		2020年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	2,645	2,645	3,037	3,037
非上場株式等	3,127	—	3,127	—
合 計	5,772	2,645	6,165	3,037

(注) 貸借対照表計上額は期末日における市場価格等に基づいております。

### ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償却	53	—

(注) 時価は期末日における市場価格等に基づいております。

### ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
評価損益	359	752

### ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
評価損益	—	—

## 8. 金利リスクに関する事項

### IRRBB 1：金利リスク

(単位:百万円)

項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		△EVE				△NII			
		当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	5,497	1,797	0	0				
2	下方パラレルシフト	0	0	1,034	1,855				
3	スティープ化								
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	5,497	1,797	1,034	1,855				
		ホ				ヘ			
8	自己資本の額	当期末		前期末		当期末		前期末	
		38,315		36,495					

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づく開示項目

単体の開示項目

信用金庫施行規則

第132条第1項第1号

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
イ. 事業の組織	13
ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名	13
ハ. 会計監査人の氏名又は名称	30
ニ. 事務所の名称及び所在地	46

第132条第1項第2号

2. 金庫の主要な事業の内容	17
----------------	----

第132条第1項第3号

3. 金庫の主要な事業に関する事項	
イ. 直近の事業年度における事業の概況	11
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	31
(1) 経常収益	
(2) 経常利益又は経常損失	
(3) 当期純利益又は当期純損失	
(4) 出資総額及び出資総口数	
(5) 純資産額	
(6) 総資産額	
(7) 預金積金残高	
(8) 貸出金残高	
(9) 有価証券残高	
(10) 単体自己資本比率	
(11) 出資に対する配当金	
(12) 職員数	
ハ. 直近の2事業年度における事業の状況	
(1) 主要な業務の状況を示す指標	31
① 業務粗利益及び業務粗利益率	
② 資金運用収支、役員取引等収支、及びその他業務収支	
③ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	
④ 受取利息及び支払利息の増減	
⑤ 総資産経常利益率	
⑥ 総資産当期純利益率	
(2) 預金に関する指標	32
① 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	
② 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	
(3) 貸出金に関する指標	
① 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	32
② 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高	32
③ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	32
④ 用途別の貸出金残高	33
⑤ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	33
⑥ 預貸率の期末値及び期中平均値	31
(4) 有価証券に関する指標	
① 有価証券の種類別の残存期間別の残高	34
② 有価証券の種類別平均残高	33
③ 預証率の期末値及び期中平均値	31

第132条第1項第4号

4. 金庫の事業の運営に関する事項	
イ. リスク管理の体制	23
ロ. 法令遵守の体制	19
ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	7
ニ. 金融ADR制度への対応	22

第132条第1項第5号

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	25
ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	36
(1) 破綻先債権に該当する貸出金	
(2) 延滞債権に該当する貸出金	
(3) 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	
(1) 自己資本の構成に関する開示事項	39
(2) 定性的な開示事項	37
(3) 定量的な開示事項	40
ニ. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価、評価損益	
(1) 有価証券	34
(2) 金銭の信託	35
(3) 規則第102条第1項第5号に掲げる取引	35
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	32
ヘ. 貸出金償却の額	32
ト. 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査法人の監査を受けている場合にはその旨	30

第132条第1項第6号

6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの。	36
---	----

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条に基づく開示項目

資産査定項目	35
--------	----

# 店舗配置図



## 店舗一覧

(50音順)

① 本店営業部	001	新宿区新宿4-3-20	03-3356-7111	①9 西新宿支店	014	新宿区西新宿5-4-7	03-3374-4300
② 阿佐谷支店	005	杉並区梅里2-18-10	03-3312-8111	②0 沼袋支店	016	中野区沼袋1-37-2	03-3387-8171
③ 池袋支店	003	豊島区西池袋1-44-1	03-3971-0291	②1 練馬支店	028	練馬区豊玉北5-14-3	03-3993-4311
④ 江古田支店	029	練馬区栄町44-7	03-3993-7611	②2 野方支店	021	中野区野方6-31-10	03-3338-6111
⑤ 大泉支店	032	練馬区東大泉3-20-8	03-3921-1211	②3 蓮根支店	034	板橋区蓮根1-28-14	03-3960-4271
⑥ 大山支店	006	板橋区大山町3-5	03-3956-4136	②4 原宿支店	046	渋谷区神宮前3-23-5	03-6438-9731
⑦ 大山支店大谷口出張所	006	板橋区大谷口2-1-1	03-3554-2111	②5 東中野支店	010	中野区東中野3-8-9	03-3369-6151
⑧ 上井草支店	012	杉並区井草5-6-6	03-3395-2171	②6 氷川台支店	036	練馬区栄町44-7 (西京信用金庫 江古田支店内)	03-3937-0411
⑨ 北町支店	030	練馬区北町1-30-4	03-3931-0131	②7 富士見台支店	011	練馬区富士見台2-1-14	03-3990-1161
⑩ 清瀬支店	035	清瀬市松山1-5-4	042-492-5415	②8 保谷支店	033	西東京市東町3-11-26	042-421-4111
⑪ 銀座支店	008	中央区銀座1-5-12	03-3567-1011	②9 南中野支店	007	中野区弥生町4-24-1	03-3381-8176
⑫ 鷺宮支店	031	中野区鷺宮4-44-10	03-3339-2221	③0 南中野支店方南町出張所	007	杉並区方南1-13-11	03-3323-0731
⑬ 石神井台支店	015	練馬区石神井台4-12-18	03-3929-7671	<b>ATMコーナー</b>			
⑭ 雑司が谷支店	017	豊島区目白2-16-19	03-3982-5031	ATM	氷川台駅前ATMコーナー	練馬区氷川台3-36-3	03-3937-0411
⑮ 徳丸支店	013	板橋区徳丸1-59-7	03-3935-1441	<b>本部関係</b>			
⑯ 中野支店	002	中野区本町4-44-13	03-3383-2511	1	本部	新宿区新宿4-3-20	03-3356-7121
⑰ 新座支店	038	新座市片山1-15-24	048-479-1183	2	営業店支援センター	練馬区下石神井1-1-37	03-3904-2411
⑱ 西荻窪支店	026	杉並区西荻北3-16-6	03-3395-2611				

※全店舗(出張所含む)のATMコーナーに「ICキャッシュカード対応ATM」「通帳繰り越しATM」「視覚障がい者用ハンドセット付ATM」を設置しています。



本誌は環境に優しい「植林紙」と「植物油インク」を使用しています。